令和５年度版

長野県信用保証協会のあらまし

2023 DISCLOSURE

長野県信用保証協会

目　次

Ⅰ 長期経営方針 …… 2
- 信用保証協会の役割
- 長野県信用保証協会の基本理念
- 長期経営ビジョン2018

Ⅱ 事業計画・経営計画 …… 4
- 中期事業計画（令和３年度～令和５年度）
- 令和５年度経営計画
- 外部評価委員会

Ⅲ お客さまへの約束 …… 11
- コンプライアンスの取り組み
- 個人情報保護宣言
- 情報セキュリティ基本方針
- 反社会的勢力の排除

Ⅳ 長野県信用保証協会について …… 15
- プロフィール
- コーポレートマーク
- 役員
- 組織機構図
- 各営業店窓口と担当地域のご案内
- 当協会のあゆみ

Ⅴ 令和4年度事業報告 …… 19
- 事業方針
- 業績
- 決算報告
- 基本財産
- 主な取り組み

Ⅵ 信用保証の動向 …… 40
- 保証利用企業者数
- 保証の推移
- 保証承諾の状況
- 保証債務残高の状況
- 代位弁済と求償権回収の推移
- 代位弁済の状況

Ⅶ 信用保証制度のご案内 …… 50
- 信用補完制度について
- 信用保証のご利用にあたって
- 責任共有制度
- 信用保証料
- 保証制度のご案内

ごあいさつ

平素は長野県信用保証協会の業務運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の活動を広くお知らせするために、今年度の経営計画や前年度の業績などをまとめたディスクロージャー誌「令和5年度版長野県信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。本誌を通じて、多くの皆さまに信用保証制度や当協会に対するご理解を深めていただければ幸いです。

さて、発生から3年以上に及んだ新型コロナウイルス感染症が本年5月から5類感染症に移行し、その影響が和らぐ中、長野県経済はインバウンドを含む観光客や個人消費の回復等により改善の動きがみられる一方で、エネルギー・原材料価格高騰の継続等により、一部には持ち直しの動きに弱さがみられる状況です。

また、県内の中小企業・小規模事業者の皆さまは、少子高齢化による国内市場の縮小や後継者不足といった構造的な問題に加え、コロナ禍等による債務の増加や人手不足などの課題もあり、引き続き厳しい環境のもとにあるものと認識しております。

そうした中、当協会では、積極的な訪問支援等を行うことにより、今までにも増して事業者の皆さまに丁寧に寄り添い、ゼロゼロ融資をはじめとするコロナ関連保証ができる限りソフトに着地できるよう取り組んでまいります。

また、様々な経営のステージにある事業者の皆さまに、最適な支援を実施できるよう、個々の状況に応じた切れ目のない、資金繰り支援と一体となった経営支援を推し進めてまいります。

そのため、国及び地方公共団体の各種政策保証やニーズに即した独自の保証制度による支援を的確に実施するとともに、支援の実効性を高めるため、金融機関をはじめとする関係支援機関の皆さまとの連携をより一層密に取り組み、ポストコロナ社会が本格化する中で、県経済発展の一助となるべく尽力してまいります。

こうした取り組みを役職員が一丸となって推進し、「信頼され、顔の見える保証協会」をさらに目指してまいりますので、引き続き、皆さまのご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

会長　山本 智章

Ⅰ　長期経営方針

信用保証協会の役割

信用保証協会の役割は、中小企業・小規模事業者（以下、「お客さま」という。）の金融の円滑化を図ることにあります。事業の経営に真剣に努力し、将来に向かって発展の可能性のあるお客さまに対して、金融上の強力な「公的保証人」となって、融資の途を開く専門機関が信用保証協会です。信用保証協会は、お客さまと金融機関とを結びつける「かけ橋」の役目を果たすことを目的として設立された機関であり、多くのお客さまの中に埋もれている信用力を発掘し、資金の裏付けをして、お客さまを発展に導き、地域経済の発展に寄与することに大きな役割があります。

長野県信用保証協会（以下、「当協会」という。）は、このような機能・役割を果たすべく、「基本理念」を定め、お客さまを力強くサポートします。

長野県信用保証協会の基本理念

コンセプト

私たち長野県信用保証協会は
信用保証により
明日を拓く中小企業を力強くサポートし
長野県の洋々たる発展の一翼を担います

基本姿勢

質の高い信用保証サービスの提供
お客さまのニーズに積極的に対応し
新しい可能性を生み出す質の高い信用保証サービスを提供します

健全かつ適切な業務の遂行
公共的使命と社会的責任の重みを認識し
環境の変化に対応できる経営基盤の確立を図り
健全かつ適切な業務を行います

活力にあふれた組織づくり
創造性豊かな人材を育成し　自由闊達な議論で　活力にあふれた組織をつくります

行動の指針

わたしたちは
○ありがとうの心で　親身になって接します
○広い視野に立ち　公正・迅速にとりくみます
○感性をみがき　進んで改革につとめます

長期経営ビジョン2018

このビジョンは、信用保証協会の役割、当協会の基本理念を確認したうえで、2030年に向かって、私たちがともにすべき認識を示したものです。

「地域のお客さまの未来をつなぐ、信頼され顔の見える保証協会」

3つの“つなぐ”

○お客さまと金融機関をつなぐ

○お客さまの今日と明日をつなぐ

○お客さまの成長と地域の発展をつなぐ

当協会は、地域のお客さまとそのお客さまの明るい未来をつなぎます。

この「3つの“つなぐ”」を掲げ、職員一人ひとりがその意味を考え、自分にできること、やるべきことを考え行動します。

また、その行動にあたっては、私たちは次の3つの視点を持ち取り組みます。

❶お客さまへ

お客さまのニーズに応え、その事業発展に貢献するため、当協会は創意と工夫をいかした質の高い信用保証サービスを常に磨き続け、タイムリーに提案します。

❷地域へ

地域の金融機関や支援機関の皆さま、また、当協会の経営の基盤であるこの地域社会も重要な存在です。地域の皆さまとの関係を深め、その連携を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献します。

❸協会職員へ

当協会の職員も重要な経営資源の一つであり、当協会が目指す経営理念の実現に欠かすことのできない存在です。そのため、職員や組織の最大限の活用を図ります。

Ⅱ　事業計画・経営計画

中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

当協会は、将来にわたって地域の経済と雇用を支えるお客さまを支援し、地域経済の活力向上を図るため、「地域のお客さまの未来をつなぐ、信頼され顔の見える保証協会」を目指します。

そのため、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年において、以下に掲げる4項目を「主要施策」として取り組みます。

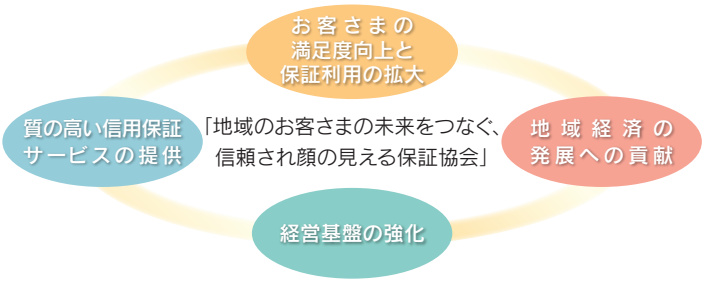

●質の高い信用保証サービスの提供

お客さまのニーズに応え、その事業活動の継続・発展に貢献するため、当協会は「質の高い信用保証サービス」を次のように位置付け、提供していきます。

⑴ 資金繰り支援サービス

お客さまがコロナ禍の影響や自然災害からの再生・復興に必要となる資金及びコロナ収束後の新しい社会に対応するための資金等に対して、最適な保証制度を迅速、的確、きめ細かに提案し資金繰りを支えます。

また、ライフステージに応じた資金ニーズに対し、金融機関と連携した支援を推進し経営の安定につなげます。

⑵ 経営の改善発達支援サービス

お客さまがコロナ禍の影響やコロナ収束後に変容していく社会環境で発生する経営課題に対応するため、最適な支援サービスにより経営改善・生産性向上の促進を図ります。

また、ライフステージで抱える経営課題の解決に向け金融機関や支援機関等と一層の連携を図り、きめ細かな経営支援・事業再生支援を展開します。

あわせて、将来にわたり継続的にサービスの質を向上させられるよう、経営支援の定量的な効果検証の試行・準備を進めます。

⑶ 求償債務の解決支援サービス

お客さまの実態を把握し、全国信用保証協会連合会により制定された「回収部門における基本ポリシー」を踏まえ、効率性を重視するとともに多様な回収方法を推進し回収の最大化を図り、より多くの求償債務の解決につなげます。

また、コロナ禍や自然災害により影響を受けたお客さまの事業再生や個人の生活再生、事業を継続しているお客さまの再チャレンジ支援に金融機関や支援機関と連携し積極的に取り組みます。

●お客さまの満足度向上と保証利用の拡大

職員一人ひとりがお客さまの抱える課題に耳を傾け、その解決に向け提供するサービスを磨いていくとともに、業務環境ではデジタル化を進め満足度の向上に取り組みます。

また、保証をご利用いただいているお客さまとの信頼関係をさらに深めるとともに、創業者や小規模事業者をはじめとした真に信用保証サービスを必要とするお客さまとの取引拡大を通じて、その成長を地域経済の発展につなげられるよう努めます。

●経営基盤の強化

コンプライアンス態勢の強化、経営のガバナンス強化を図るとともに、適切なリスク管理や効率的な経営資源の投入を通じて財務の健全性を維持し、経営基盤の強化に努めます。また、お客さまの多様なニーズに応え、その成長を支援していける職員の人材育成に取り組みます。

●地域経済の発展への貢献

当協会が地域に必要とされる組織であり続けられるよう、質の高い信用保証サービスの提供を行うとともに、SDGsが目指す社会の実現に向けた活動など、枠組みを越えた取り組みにより地域経済の発展に貢献します。

そのために、当協会のハブ機能を強化し関係機関との連携をさらに進め、新しく信用保証サービスを提供する機会を創出します。

令和5年度経営計画

1　業務環境

⑴ 長野県の景気動向

ウクライナ情勢等による国内経済への影響が不透明な状況と新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響が和らぐもとで、長野県経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いています。

製造業は、食料品など一部の業種では生産が減少していますが、供給制約の影響等を受けつつも、自動車関連の持ち直しや半導体関連・電子部品等の生産が増加しており、全体としては高水準で推移しています。非製造業は、建設業が資材価格高騰等の影響により悪化していますが、飲食業や宿泊業は、インバウンドを含む観光客や少人数客等の需要回復により改善しています。また、乗用車の新車登録届出台数や大型小売店の売上高等も前年を上回っており、全体では緩やかに持ち直しています。雇用情勢は、有効求人倍率（季節調整値）が横ばいで推移するなか、新規求人数が前年を上回っており、雇用者所得も持ち直すことで着実に改善が進んでいます。

このように、県内経済は改善の動きが見られており、各種政策の効果もあって引き続き持ち直していくことが期待されます。一方で、世界的な金融引締め等が続くなか、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクとなっており、原油・原材料価格高騰の継続や供給面での制約等の様々な影響に注意する必要があります。

⑵ 中小企業を取り巻く環境

県内のお客さまを取り巻く環境として、少子高齢化が進むことによる国内市場の縮小や経営者の高齢化、後継者不在を受けた廃業の増加など、構造的な問題を抱えています。これにとどまらず、長期に及ぶ新型コロナの影響やエネルギーコストの上昇、部材調達難、人材不足等の供給面の制約も加わるなかで、有利子負債が増加し過度な借入金返済を抱えるお客さまも存在しており、引き続き厳しい状況にあります。

今後も多様なリスクがもたらす影響によって多難の経営環境が続く可能性があり、事業の継続や成長を図っていくには、環境の変化に応じて経営戦略を定期的に見直し、再策定した経営戦略を従業員へも広く浸透させたうえで、人的資本投資やデジタル化の促進、事業再構築の実施等による自己変革力を高めることが重要となっています。

2　業務運営方針

当協会は、こうした業務環境を踏まえ、お客さまごとの成長・発展・経営の改善発達に向けた最適解につながるよう、様々な局面で親身に寄り添い、全力で事業者支援に取り組みます。事業者支援にあたっては、実効性を高めるため、金融機関や支援機関、地方公共団体をはじめとする関係機関等との連携を一層強化します。

今期は第6次（令和3年度～令和5年度）中期事業計画の最終年度にあたり、そのなかで掲げた次の4つの主要施策を着実に実行し、「地域のお客さまの未来をつなぐ、信頼され顔の見える保証協会」を目指します。

●質の高い信用保証サービスの提供

資金繰り支援サービス	経営の改善発達支援サービス
	求償債務の解決支援サービス

●お客さまの満足度向上と保証利用の拡大

顧客サービスの充実による満足度の向上	保証利用拡大への取り組み
関係機関との連携によるお客さまとの取引深耕	新しい分野に進出するお客さまへの取り組み

●経営基盤の強化

コンプライアンス態勢の強化	リスク管理の強化
経営のガバナンス強化	人材育成と職場環境の整備
効率的な経営資源の投入	財務健全性の維持

●地域経済の発展への貢献

地方創生、SDGsへの取り組み

3　重点課題および課題解決のための方策

【保証部門】

⑴ 新型コロナや経営環境の変化に大きな影響を受けているお客さまの資金繰り

① 売上や収益の低下から厳しい資金繰りに陥っているお客さまには、拡充された「伴走支援型特別保証」や「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型含む)」、長野県や市町村の中小企業向け制度融資などを活用し、金融機関と連携した資金繰り支援を行います。

② コロナ禍で増加した借入金の返済が困難となっているお客さまや、将来の返済に不安を抱えるお客さまには、「借換保証」の提案と、返済条件の変更に柔軟に対応することによって資金繰りの支援を実施します。

③ 資金繰り支援が一過性のものとならないよう、お客さまの実情に即した経営支援を一体的に実施することで、効果的かつ持続的な資金繰り支援につなげていきます。

⑵ 生産性向上等により企業価値の維持・拡大に挑むお客さまの資金繰り

① 生産性や付加価値の向上、業種業態の転換による新たなビジネスモデルの構築などによって、企業価値の持続・拡大を目指すお客さまには、当協会独自制度である「経営発達応援保証『みらいのチカラ』」「長期成長保証『つなぐ』」等により、その発展を積極的に支援します。

⑶ お客さまのライフステージに応じた資金繰り

① 創業予定者や創業後間もないお客さまには、創設された「スタートアップ創出促進保証」や長野県の創業支援メニューをはじめとする創業関係の保証制度の利用を推進し、創業時からその後の成長発展へとつなげます。

② 小規模事業者のお客さまには、「小口零細企業保証」を積極的に活用し、安定的な資金調達を支えることによって持続的発展を支援します。

③ 販路や営業基盤の拡大、新分野開拓、生産性向上等の成長・成熟軌道にあるお客さまに、その加速につながる保証制度の提案を行うことによって更なる事業の発展を支援します。

④ 日々の資金繰りが多忙なお客さまには、一時的な資金繰り支援に止まることなく、「借換保証」による中長期的な返済の組み直し、拡充された「伴走支援型特別保証」や「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型含む）」などの将来への計画を組み込んだ保証制度の活用により経営改善の取り組みを後押しします。

⑤「経営者保証改革プログラム」に従って、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた環境整備に積極的に取り組むとともに、「創業関連保証」や事業承継に関する各種の保証制度などを推進し、起業の促進と円滑な事業承継、事業再生を進めていきます。

⑷ 危機発生時の資金繰り

① 災害や経済環境の変化による危機発生時には、「災害関係保証」「経営安定関連保証」「危機関連保証」の指定や発動状況を踏まえ、当協会独自制度である「災害緊急特別保証」も活用しながら、速やかにセーフティネット機能を発揮することによって、危機発生時の事業継続や雇用を守ります。

⑸ 顧客サービスの充実による満足度の向上

① お客さまや金融機関の利便性向上に資するアンケートを実施することで、顧客ニーズの掘り起こしを行い、業務改善に努めます。

② お客さまや金融機関、支援機関等と幅広く意見交換を行う「信用保証懇話会」をはじめ、営業店単位で金融機関、支援機関と意見交換を行う勉強会等を開催することで要望事項を把握し、業務の改善に努めます。

③ 環境の変化や多様な資金ニーズに応えられるよう、金融機関及び地方公共団体と連携して保証制度の充実や手続きの見直しを行い、利便性の向上を図ります。

④ お客さまや金融機関の負担軽減と利便性の向上を目指し、保証申込手続きの電子化による業務フローの効率化を金融機関との連携のもとで検討していきます。併せて、適切な事務処理の徹底と一層の業務の効率化を進めることで、より迅速かつ正確な保証手続きと融資実行を目指します。

⑹ 保証取引拡大・新しい分野に進出するお客さまへの取り組み

① 支援機関等が実施する地域ごとの創業スクール等での連携や、学生や若者を対象とした創業マインドの醸成セミナー等を開催することで、創業者の創出につなげ、将来の保証取引拡大を目指します。

② 金融機関の若手担当者等を対象とした「信用保証実務セミナー」を県内各地で開催し、信用保証制度に対する理

解と浸透を一層図ることにより保証利用の推進につなげます。

③ 保証協会付融資の好事例を「グッドプラクティス」として金融機関と共有することで、効果的な保証制度活用の周知を進めていきます。

④ 新分野進出のほか、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するお客さま、企業価値向上のために拡張型の事業展開を目指すお客さまには、その資金需要に応じた適切な保証制度を推進することにより、継続した保証利用につなげていきます。

⑺ 地方創生・SDGsへの取り組み

① 雇用促進・人材育成などを通じて地方創生に積極的に取り組むお客さま、「長野県SDGs推進企業登録制度」に登録されているお客さまについては、長野県の制度融資や当協会独自制度である「『地方創生』応援社債保証」の利用を推進します。

② 当協会独自保証制度として、「サスティナビリティ推進保証『ともにみらいへ』」を創設し、保証利用を通してお客さまへのサスティナビリティの浸透と、その取り組みを促進していきます。

【期中管理・経営支援部門】

⑴ ポストコロナや様々な社会環境変化への適応及び経営課題に挑むお客さまの経営の改善発達

① コロナ禍で増大した借入金の返済負担や業績不振に直面するお客さまには、積極的な訪問支援によりリレーションの構築を図ることで、経営改善に向けた取り組みを支援します。

② コロナ禍から経営改善に取り組んでいるお客さまには、継続的にモニタリングを行い、改善発達の実効性が高まるようフォローアップを行うことで、必要な支援が適時適切に届くよう取り組みます。

③ お客さまが変容する社会環境に順応できるよう、長野県中小企業診断士協会と提携して経営診断を行う「中小企業診断士活用支援事業」及び個々の経営課題に適した提携専門家を派遣する「経営サポート専門家派遣事業」を効果的に活用して改善発達の促進を図ります。加えて、「経営サポート専門家派遣事業」にフォローアップを目的とした派遣を継続することで、支援効果の定着に取り組みます。

④ 売上増加に向けて意欲的に取り組んでいるものの、広告宣伝に課題を有しているお客さまには、事業への理解を深めながらお客さまと協業する「プロモーションサポート事業」を活用して売上増加の機会創出に取り組みます。

⑤ 困難な状況を乗り越えようとされているお客さまのために、必要に応じて「信州経営サポートミーティング」を活用した関係者間の目線合わせ等を行います。また、金融機関等が主催するバンクミーティングにも積極的に参加し、金融機関や支援機関との一層の連携を図ることで充実した支援を実施します。

⑥ 当協会が事務局を務める「信州中小企業支援ネットワーク会議」での活動を通じて、関係機関との連携を強化することにより、難局にあるお客さまに対する円滑な経営支援・再生支援を実施します。

⑵ お客さまのライフステージに応じた経営の改善発達

① 創業前から創業間もないお客さまには、「創業支援グループ」が主体となって、創業前面談と連動したフォローアップを行います。また、創業者向けの各種情報提供を充実させ、創業者の事業の維持・改善・発展につなげます。

② 長野県内の創業率の向上及び地域経済の活性化のため、次世代産業創出を目指す企業に対する創業初期の金融支援や優れた技術・ノウハウを有する企業への事業承継を目的に設立した官民連携の「信州スタートアップ・承継支援ファンド」と連携していきます。

③ 収益力改善フェーズにあるお客さまには、業績回復のメルクマールとして活用されるよう、経営改善計画書の策定の働きかけを行います。また、税理士をはじめとする認定支援機関との連携を強化するとともに、国の施策である「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の活用につながる「改善計画策定に係る費用一部補助」を継続します。

④ 毀損した事業からの再生を目指すフェーズにあるお客さまには、中小企業活性化協議会、金融機関、信州みらい応援ファンド等と緊密な連携を図り、個別の実情に見合った再生スキームや「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に柔軟に対応することで事業再生・事業再構築を支援します。

⑤ 延滞発生の状況にあるお客さまには、延滞管理リストを活用することで早期段階の現況把握を行い、返済条件

の緩和の提案などの適切なサポートを行います。また、事故報告受領後には、関係者の方との意思疎通を図りながら、金融機関との対話を通じて正常化に向けた取り組みを行います。

⑶ お客さまとの取引深耕に向けた信頼関係の深化及び関係機関との連携

① お客さまへの訪問をきっかけとした「経営の改善発達支援サービス」の提供を通じ、伴走者としてお客さまとの信頼関係の深化に努めます。

② 経営改善等の計画策定をしているお客さまには、認定支援機関が作成する「モニタリング報告書」等をフォローアップに活用します。また、金融機関や支援機関と連携して経営改善計画等の実施状況や将来に向けた展望等を把握し、最適な支援を講ずるなど、計画策定後も伴走していきます。

③ 事業承継等の課題を抱えるお客さまには、金融機関をはじめ「長野県事業承継・引継ぎ支援センター」等と緊密な連携を図り、円滑な事業承継の準備・着手の支援を実施することで将来の不確実性への不安を緩和し、永続的な取引につなげます。

⑷ 経営支援のノウハウの共有

① 経営支援に係る当協会での「ベストプラクティス」や他協会、金融機関、支援機関等の事例を蓄積し、それを職員間で共有することにより、経営支援の意識醸成と支援スキルの向上に努めます。

⑸ 経営支援の効果検証の試行、準備

① 将来にわたり継続的にサービスの質を向上させられるよう、第7次（令和6年度～令和8年度）中期事業計画に向けた経営の改善発達支援の定量的効果検証の試行・準備を進めます。

② 当協会で費用負担を行う専門家派遣事業については、実施の都度のアンケートを行い、事業の効果及び満足度を確認して専門家活用の充実に努めます。

【回収部門】

⑴ 実情に即した求償債務の早期解決

① 期中管理部門との連携をより一層強化し、代位弁済が避けられないと判断した場合は、関係人の資産調査等に早期着手し、その実態把握を求償債務の早期解決につなげます。

② 「回収部門における基本ポリシー」を踏まえ、連帯保証人の資産・収入等の実態をきめ細かく把握したうえで、一部弁済による連帯保証人の残保証債務免除を適正に運用して求償債務の解決を図ります。

③ 効率性を重視しつつ、回収見込みがない求償権の見極めを適切に行い、管理事務停止や求償権整理を進めます。

④ 担保物件については、競売による換価処分は最終手段とし、関係者との調整に努めることで任意処分を一層推進し、回収の最大化を図ります。

⑤ 弁済不履行となっている場合にあっては、毅然とした態度で臨み、必要に応じて法的措置を講じるなど、回収の促進を図ります。

⑵ 再チャレンジの推進

① 事業を継続しているお客さまには、事業実態を詳しく把握し、金融機関や支援機関とも連携して求償権消滅保証による金融取引の正常化や、企業組織再編等による事業の存続・発展を支援します。また、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理については、局面に応じた適切な対応を行います。

② コロナ禍や自然災害の影響を受けたお客さまには、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等を活用することで、事業再生、生活再建を支援します。

⑶ 利便性の向上と適切な求償権の管理・回収の取り組み

① 約定弁済契約先の弁済管理を徹底するとともに、口座振替、コンビニエンスストアからの振り込み等の利便性の高い弁済方法を提案し、約定回収の維持・促進につなげます。

② OJTの実践や担当者会議・顧問弁護士による研修会等を実施して回収担当者の知識や能力の向上を図り、また、状況に応じた適切な求償権の管理・回収業務を一層推進するよう努めます。

【その他間接部門】

⑴ 広報による情報発信力の強化

① ホームページ、刊行物といった広報媒体の内容を一層充実させ、保証制度や当協会が実施している企業支援、お客さまの経営に役立つ情報等の発信に努めます。また、当協会が行う各種の活動・取り組みについても積極

的に発信することで、認知度向上を図ります。
② 当協会をご利用いただいている経営者が夢に向かってまい進する姿をマスメディア等で紹介することにより、当協会の存在と信用保証のさらなる浸透を目指します。
③ 金融機関や支援機関が主催するビジネスフェアやセミナー等を活用して、当協会の取り組みの情報発信に努めます。

⑵ コンプライアンス態勢の強化

① コンプライアンスプログラムを着実に実践するとともに、取組状況を随時点検・検証することで、役職員に対しコンプライアンスの重要性について周知徹底を図ります。
② 経営管理態勢のさらなる改善に向け、不断に内部監査の見直しを図り深化させていきます。
③ 全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」の適正な運用や長野県警察本部及び長野県暴力追放県民センター等関係機関との連携を図り、反社会的勢力を断固として排除します。

⑶ 経営のガバナンス強化

① 経営理念や中期事業計画、年度経営計画の考え方や施策を職員一人ひとりに浸透させ、同じ方向性をもって行動するために、組織全体でPDCAサイクルを活用して組織力の向上を図ります。

⑷ リスク管理の強化

① 当協会が業務上保有する情報資産の管理を徹底し、役職員の意識を高める継続的・定期的な取り組みにより情報セキュリティの管理態勢の強化を図ります。
② 大規模災害や感染症などの緊急事態発生に対応するため、事業継続計画（BCP）についての随時点検・整備するとともに、緊急事態発生に備えた訓練を定期的に行い危機管理態勢の強化を図ります。

⑸ 人材育成と働き方改革の推進

① 担当業務や経験年数に応じて全国信用証協会連合会が実施する研修会などの外部研修に積極的に参加するとともに、内部研修の質を向上させ、ニーズに即した知識の習得につながるよう研修制度の充実を図ります。
② 職員のスキルアップと自己啓発のため、中小企業診断士等の各種資格取得や通信教育講座の受講の奨励・支援を積極的に行います。また、長野県などの外部機関に職員を研修派遣し、より広い視野を持った職員を育成します。
③「くるみん認定」や「職場いきいきカンパニー認証」を取得した組織として、育児や介護に係る支援をはじめ職員が働きやすく仕事と家庭が両立できる職場環境の充実を推進します。
④ 健康診断及び再診の勧奨、ストレスチェック制度の実施、受動喫煙防止対策の徹底など、職員の心身の健康保持と増進を図り、職場環境の整備を進めることによって健康経営を実践し、生産性や企業イメージの向上につなげます。

⑹ 効率的な経営資源の投入

① お客さまとの取引情報管理をはじめとする新しいシステムの導入・デジタル化の促進により、業務の効率・能率が高まるように努めます。
② 再雇用職員の経験・知識を活かし回収業務や経営支援業務等において、即戦力として活用するとともに若手職員育成に積極的に関わることで職員全体の底上げを目指します。

⑺ 財務健全性の維持

① 質の高い信用保証サービスの提供や適切な回収業務を行うとともに、安全かつ効率的な資金運用や経費の削減に努めることで財務の健全性を維持します。

⑻ SDGsへの取り組み

① ノベルティデザイン等を県内の専門学校に依頼するなど、未来を担う若者たちに学びや発表の場を提供することで、SDGsの推進に貢献します。また、「サスティナビリティ推進保証『ともにみらいへ』」の創設と併せて、SDGsバッチを役職員が着用することでSDGsへの取り組みの意識向上を図ります。
② 地域清掃や非常食のフードバンク提供等の社会貢献活動に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。また、当協会が使用する電力をCO_2ゼロ電力にし、環境負荷の軽減に努めます。
③ グリーンボンドやソーシャルボンド等のSDGs債を購入することにより、SDGsの普及・達成に寄与します。

4　事業計画

令和5年度の保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

項　　目	金　　額	対前年度計画比
保　証　承　諾	1,600億円	100.0%
保証債務残高	6,150億円	87.9%
保証債務平均残高	6,620億円	91.3%
代　位　弁　済	100億円	100.0%
実　際　回　収	11億円	100.0%

外部評価委員会

当協会では、中期事業計画および年度経営計画の実施状況について、自己評価を行うとともに、第三者機関である外部評価委員会による評価を受け、その結果を公表しております。

外部評価委員会は、学識経験者、弁護士および税理士の3名で構成されています。

開催実績

●令和4年度第1回外部評価委員会

開催日　　令和4年6月10日

主な議題

⑴ 令和3年度経営計画の実施状況に係る評価について
⑵ 令和3年度コンプライアンス態勢及び運営に係る評価について
⑶ 令和4年度経営計画について
⑷ 令和4年度コンプライアンスプログラムについて

●令和4年度第2回外部評価委員会

開催日　　令和4年11月2日

主な報告内容

⑴ 令和4年度経営計画の進捗状況について
⑵ 令和4年度コンプライアンスプログラムの進捗状況について
⑶ 令和4年度9月末時点の財務状況について

なお、令和4年度経営計画に対する自己評価については、令和5年度に開催する外部評価委員会での意見・提言を踏まえ、ホームページで公表いたします。

Ⅲ　お客さまへの約束

コンプライアンスの取り組み

当協会は、公共的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、法令遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンスの実践に役職員一丸となって取り組んでいます。

コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス統括室をコンプライアンス統括部署と位置付け、また、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス・マニュアルに基づくコンプライアンスを実践する体制を整えています。

信用保証協会倫理憲章

信用保証協会は高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて、更なる努力を払うことを誓い、倫理憲章を定め、取り組んでいます。

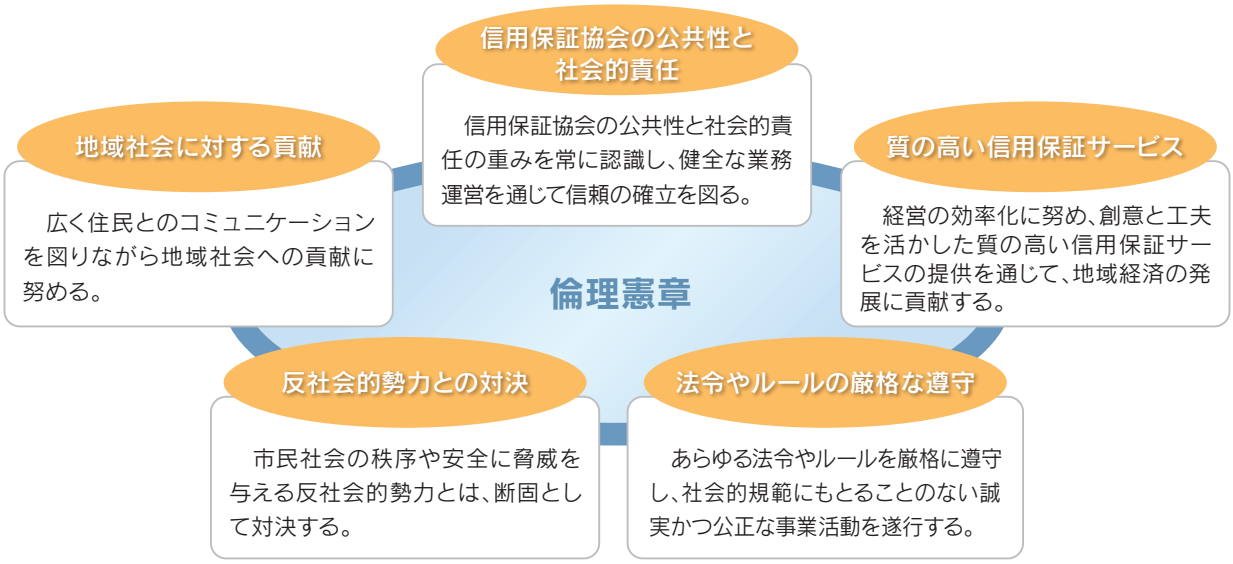

コンプライアンス組織体制図

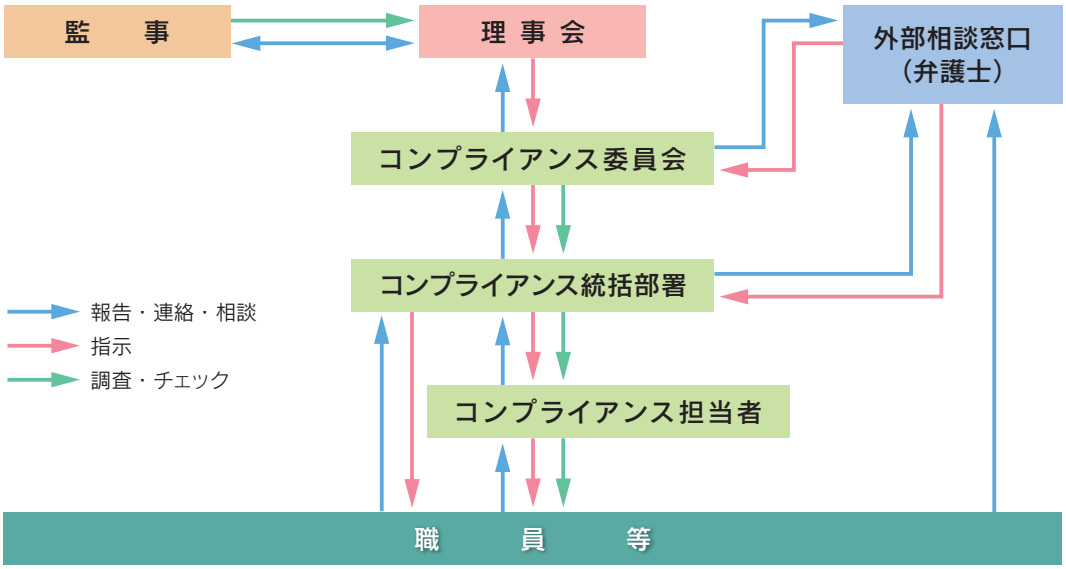

行動基準

当協会の役職員として、次に掲げる行動基準を実践していきます。

❶ 社会人としての倫理観

職場の内外を問わず協会役職員として品位ある行動に努め、社会人として守るべき法令及び社会的規範を遵守します。

❷ 法令・ルールの遵守

私たちは、職務を遂行するにあたって、法令や業務に関わる諸規程・ルールを守ります。その際には、形式的に従うだけでなく、その法令・ルールの背景を理解し、誠実に行動します。

❸ 約束・契約上の義務の履行

私たちは、約束を守ることはもちろん、顧客(中小企業者、金融機関、関係機関及び取引先企業等。以下同じ。)との間の契約における義務を誠実に履行します。

❹ 公私の別

私たちは、勤務中に私的目的と疑われるような行動を慎み、また私的利益を目的とする行動をとりません。

❺ 行政機関との適正な関係

私たちは、行政機関との関係において、社会的に批判を浴びるような行動はとりません。

❻ 反社会的勢力（不当要求行為）との対決

私たちは、反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固これと対決します。

❼ 地域社会、環境への配慮

私たちが業務を遂行するに当たり、当協会及び顧客のことだけでなく、常に地域社会、環境への影響を配慮します。

❽ 職場秩序の維持

私たちは、職員の個性を尊重し、職員の主体性と創造性の発揮により当協会が発展するという意識に立った企業風土づくりと職場秩序の保持に努め、職場の内外を問わず、協会職員として品位ある行動に努めます。

❾「報告・連絡・相談」の励行

私たちは、業務全般にわたり「報告・連絡・相談」を怠りません。

当協会に利害が及ぶ事象はもちろん、顧客、役職員、地域社会等、当協会の利害関係人に関する情報は、必ず「報告・連絡・相談」を行います。

❿ 顧客への対応

(1) 基本的な考え方

常に親切、丁寧に誠意をもって応対します。

(2) 苦情の処理

どのような場合においても、個人の問題ではなく協会全体の問題として、誠意をもって適切かつ迅速に処理します。

⓫ 異常時の対応

常日頃から異常時の対処に留意するとともに、異常に「気付く」目を養います。

⓬ 懲罰

役職員が、法令、諸規程及びコンプライアンス・マニュアル等コンプライアンスに違反した場合は、就業規則並びに表彰及び制裁実施要領等の規定により、懲戒等必要な制裁を行います。

個人情報保護宣言

当協会は、平成17年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の重要性に鑑み、個人情報取扱事業者として次のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、お客さまの個人情報の保護に全力で取り組んでいます。

個人情報保護宣言（平成17年4月1日制定）

長野県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得又は利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適性な個人情報の保護に努めてまいります。

❶ 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

❷ 個人情報の取得・利用・提供

⑴ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ又は備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

⑵ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

⑶ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示しません。

⑷ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

❸ 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ又は備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

❹ 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

❺ 個人データの委託

⑴ 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

⑵ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

❻ 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

⑴ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。

⑵ 申請の方法は当協会窓口に備置してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参又は郵送してください。

⑶ 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき500円）をいただきます。

❼ 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

⑴ 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去又は第三者提供の停止の要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

⑵ ❻、❼の具体的な手続につきましては当協会ホームページ又は備え付けのパンフレットの「個人情報保護法

に基づく公表事項等に関するご案内」の8⑶「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

⑧ 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

⑨ 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住　　所　　長野市大字南長野県町597番地5
電話番号　　026－234－7288
部 署 名　　総務部総務課

情報セキュリティ基本方針

当協会は、事業活動の実施に伴って取り扱うお客さまの情報を、守るべき最重要な情報資産として認識しています。このため「情報セキュリティ基本方針」を掲げ、情報管理態勢の確立に努めています。

今後もお客さまならびに関係機関の皆さまから安心して保証を利用していただけるよう、よりレベルの高い情報管理に努めてまいります。

情報セキュリティ基本方針（平成29年4月1日制定）

長野県信用保証協会（以下「当協会」という。）は、当協会が業務上保有する情報資産をあらゆる脅威から守り、信用保証協会としての社会的使命を果たすため、情報セキュリティポリシーとして本基本方針及び情報セキュリティ管理要領、個人情報保護宣言その他の関連規程などにより、以下の取組みを実施いたします。

❶ 組織的対応

当協会は、業務上取り扱う中小企業者等の情報資産のセキュリティ対策には万全を期すものとし、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等のリスクを未然に防止することを最優先に取り組みます。

❷ 情報セキュリティ態勢

当協会は、情報セキュリティに関する組織として各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、情報資産のセキュリティ対策を実施します。

❸ 教育・訓練

当協会の全ての役員、職員（嘱託、パートタイマー、派遣職員、出向職員等。以下同じ。）に対する情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施し、情報セキュリティの周知徹底に努めます。

❹ 継続的改善

当協会は、技術の進歩や業務環境の変化等を考慮した情報資産のリスク評価を継続的に実施し、情報セキュリティの維持・向上を図ります。

❺ 安全管理措置の実施

当協会は、情報セキュリティに関する各種規程について、必要に応じた適切な措置を講じ、情報セキュリティの確保に努めます。

❻ 法令及び規制等の遵守

当協会の全ての役員、職員は、情報セキュリティに関する法令、規制及びその他の規範を遵守します。

反社会的勢力の排除

当協会では、信用保証委託契約書中に「反社会的勢力の排除条項」を設け反社会的勢力排除の強化に努めています。

反社会的勢力排除の取り組みとして、ポスター等の広報物や説明会等を通じてお客さまおよび関係機関の皆さまに対して周知徹底を図っています。

また、反社会的勢力に関する内部研修を行い、反社会的勢力への適切な対応等について知識を深め、役職員一丸となって取り組んでいます。

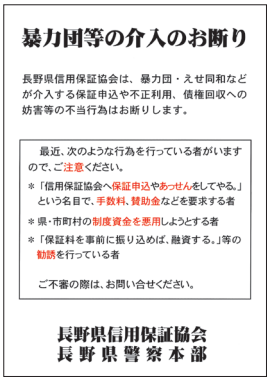
暴力団等の介入のお断り

長野県信用保証協会は、暴力団・えせ同和などが介入する保証申込や不正利用、債権回収への妨害等の不当行為はお断りします。

最近、次のような行為を行っている者がいますので、ご注意ください。
＊「信用保証協会へ保証申込やあっせんをしてやる。」という名目で、手数料、賛助金などを要求する者
＊県・市町村の制度資金を悪用しようとする者
＊「保証料を事前に振り込めば、融資する。」等の勧誘を行っている者

ご不審の際は、お問い合せください。

長野県信用保証協会
長野県警察本部

Ⅳ　長野県信用保証協会について

プロフィール

- 名　　称／長野県信用保証協会
- 設　　立／昭和24年3月28日
- 事業開始／昭和24年4月30日
- 根拠法律／信用保証協会法（昭和28年法律第196号）
- 基本財産（資本金に相当）／　478億円
  - 内訳　基金　72億円
  - 基金準備金　406億円
- 事 業 所／本部、2営業部、6支店
- 役職員数／役員　常 勤 理 事　4名
  - 非常勤理事　11名
  - 常 勤 監 事　1名
  - 非常勤監事　2名
  - 職員　138名（令和5年4月1日現在）
- 保証債務残高／件数　80,727件
  - 金額　7,167億円
- 利用企業者／ 37,119企業（令和5年3月31日現在）

※数値は令和５年３月31日現在

コーポレートマーク

コーポレートマークは楕円形の中に三つのラインをデザイン化したもので、長野県信用保証協会が中小企業と金融機関を結ぶ一つの宇宙を構成し、中小企業の健全な繁栄に大きく寄与することの願いが込められています。

経済的な安心、安定を求める中小企業によって形成されるグリーンの世界は長野県の大地を、信用信頼を求める金融機関のブルーの世界は長野県の大空を、そして、中小企業と金融機関との太いパイプ役として、地域経済の発展に貢献する長野県信用保証協会を白い爽やかな風として象徴したマークです。

役　　員

（令和5年4月１日現在）

会　長	山本　智章	常　勤	
専務理事	西川　　勝	常　勤	
常務理事	井出　英治	常　勤	
常勤理事	山崎　康裕	常　勤	
理　事	田中　達也	非常勤	長野県産業労働部長
理　事	牛越　　徹	非常勤	長野県市長会会長
理　事	羽田健一郎	非常勤	長野県町村会会長
理　事	井出　康弘	非常勤	長野県中小企業団体中央会専務理事
理　事	平林　靖久	非常勤	長野県経営者協会専務理事
理　事	徳武　高久	非常勤	長野県商工会議所連合会専務理事
理　事	吉村　　繁	非常勤	八十二銀行常務執行役員
理　事	西澤　仁志	非常勤	長野銀行取締役頭取
理　事	市川　公一	非常勤	長野県信用金庫協会会長
理　事	黒岩　　清	非常勤	長野県信用組合協会会長
理　事	宮川　　覚	非常勤	商工組合中央金庫長野支店長 兼 松本支店長
監　事	真島　芳則	常　勤	
監　事	中村　英雄	非常勤	長野県商工会連合会専務理事
監　事	倉田　博光	非常勤	公認会計士

組織機構図

（令和5年4月1日現在）

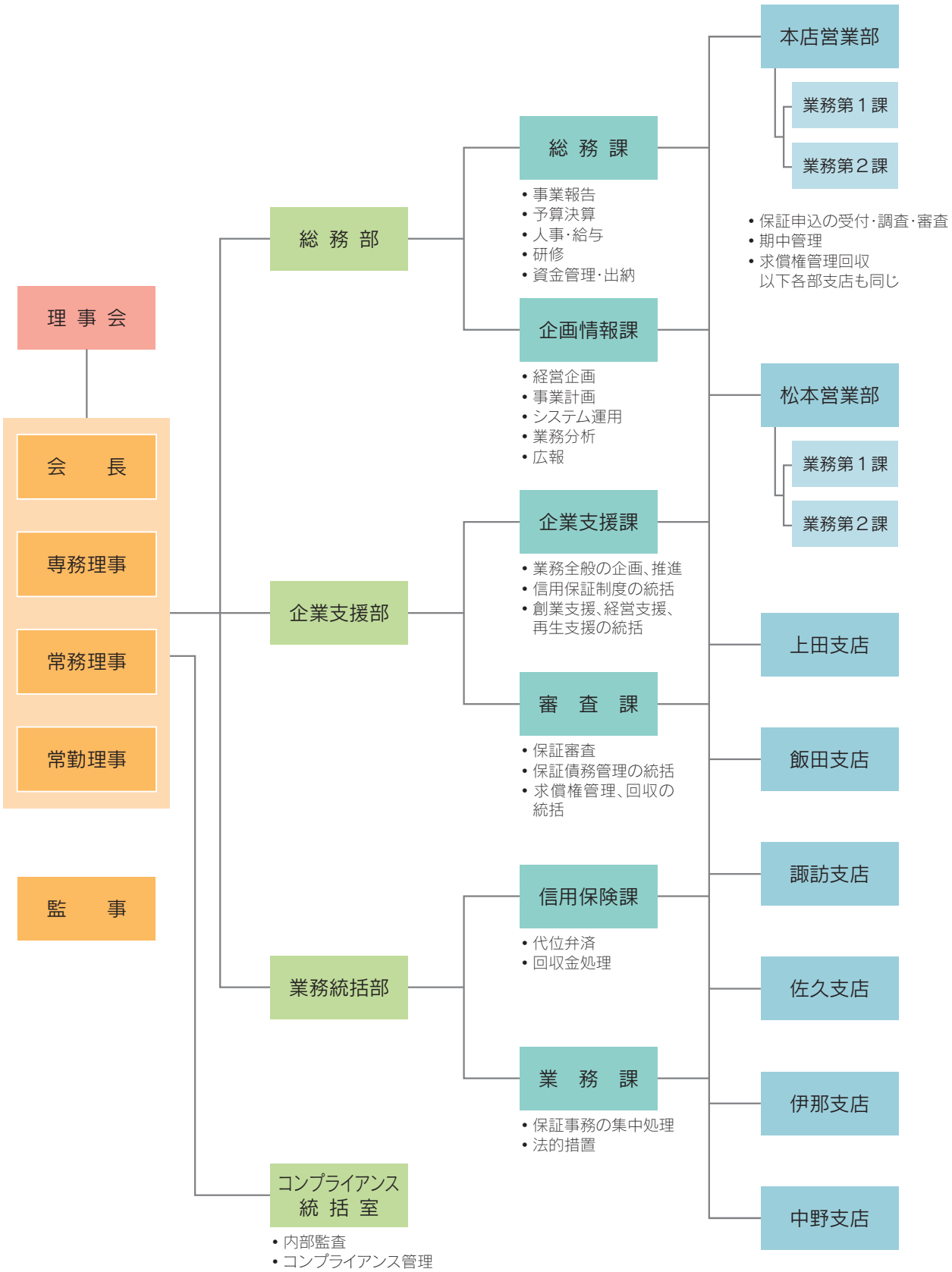

各営業店窓口と担当地域のご案内

本店営業部

〒380-0838 長野市大字南長野県町597-5
TEL 026-234-7271 FAX 026-234-9630
担当地域：長野市、須坂市、千曲市、北安曇郡白馬村・小谷村、
上高井郡高山村、上水内郡

松本営業部

〒390-0852 松本市大字島立976-1
TEL 0263-47-1533 FAX 0263-47-4209
担当地域：松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曽郡、
東筑摩郡、北安曇郡（白馬村・小谷村を除く）

伊那支店

〒396-0015 伊那市中央4634-1
TEL 0265-72-6148 FAX 0265-72-6150
担当地域：伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡

中野支店

〒383-0025 中野市三好町2-1-58
TEL 0269-22-4528 FAX 0269-22-5442
担当地域：中野市、飯山市、上高井郡小布施町、下高井郡、下水内郡

上田支店

〒386-0025 上田市天神3-4-8
TEL 0268-22-5914 FAX 0268-22-5927
担当地域：上田市、東御市、小県郡、埴科郡

佐久支店

〒385-0027 佐久市佐久平駅北19-5
TEL 0267-68-8484 FAX 0267-68-8485
担当地域：小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡

諏訪支店

〒392-0022 諏訪市高島1-12-18
TEL 0266-52-1946 FAX 0266-52-1987
担当地域：岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡

飯田支店

〒395-0084 飯田市鈴加町2-19
TEL 0265-52-1522 FAX 0265-52-1524
担当地域：飯田市、下伊那郡

当協会のあゆみ

昭和24(1949)年　3月28日	社団法人長野県信用保証協会設立許可
昭和24(1949)年　4月27日	社団法人長野県信用保証協会設立登記
昭和24(1949)年　4月30日	事業開始 本所を長野県商工課内に、松本事務所を松本商工会議所内に設置
昭和25(1950)年　7月13日	本所を長野県工業倶楽部内に移転
昭和25(1950)年　9月14日	財団法人長野県信用保証協会設立許可
昭和25(1950)年10月　7日	財団法人長野県信用保証協会設立登記
昭和27(1952)年　8月　1日	岡谷駐在員事務所を岡谷商工会議所内に、諏訪駐在員事務所を諏訪商工会議所内に設置
昭和27(1952)年　9月16日	飯田駐在員事務所を飯田商工会議所内に設置
昭和29(1954)年　7月21日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和29(1954)年　8月　3日	特殊法人に組織変更登記
昭和31(1956)年　4月　2日	小諸駐在員事務所を小諸商工会議所内に設置
昭和33(1958)年　2月　8日	伊那駐在員事務所を伊那商工会議所内に設置
昭和33(1958)年　9月　1日	上田駐在員事務所を上田商工会議所内に設置
昭和34(1959)年　2月　2日	松本事務所を支所に昇格
昭和34(1959)年　8月11日	上田、岡谷、飯田、諏訪、小諸、伊那の駐在員事務所を連絡所に変更
昭和37(1962)年　5月26日	本所を長野県自治会館に移転
昭和38(1963)年　5月　7日	上田、岡谷、飯田、諏訪、小諸、伊那の連絡所を支所に昇格
昭和42(1967)年　6月15日	中野連絡所を中野商工会議所内に設置
昭和44(1969)年　4月　1日	中野連絡所を支所に昇格
昭和45(1970)年11月20日	本所を長野県中小企業指導センター内に移転
昭和57(1982)年　9月　6日	本所を現在地の長野市大字南長野県町597-5信用保証会館に移転
平成13(2001)年　4月　9日	「保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)」長野営業所および松本出張所営業認可
平成14(2002)年　4月　1日	岡谷支所を諏訪支所に統合
平成16(2004)年　4月　1日	「本所」「長野事務所」「支所」の呼称を「本店」「本店営業部」「支店」に変更
平成23(2011)年　2月21日	上田支店を上田市天神3-4-8へ移転
平成23(2011)年　3月22日	「保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)」上田出張所営業認可
平成25(2013)年　4月22日	小諸支店を廃止し、新たに佐久市佐久平駅北19-5に佐久支店を開設
平成30(2018)年　3月31日	「保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)」上田出張所を廃止
平成30(2018)年　4月　1日	「松本支店」の呼称を「松本営業部」に変更
平成31(2019)年　3月31日	「保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)」松本出張所を廃止
令和　2(2020)年　3月31日	「保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)」長野営業所を休止

Ⅴ　令和４年度事業報告

事業方針

当協会は、中期事業計画で掲げた「質の高い信用保証サービスの提供」「お客さま満足度向上と保証利用の拡大」「経営基盤の強化」及び「地域経済の発展への貢献」の4つの主要施策のもと、多様化・複雑化した経営課題に直面しているお客さまに親身に寄り添い、様々な局面に応じた最適で切れ目のない支援に全力で取り組む。

この事業者支援を推し進めるため、新たに「企業支援部」を創設する等の組織改革を行い、保証段階から再チャレンジ局面に至るまでの営業店業務を一貫して効率的にサポートし、もってお客さまの資金繰りの円滑化に資するとともに、経営の改善発達等の支援を強化する。

中期事業計画実施2年度目として、主要施策の着実な取組みを通じ、「地域のお客さまの未来をつなぐ、信頼され顔の見える保証協会」を目指す。

こうした事業方針に基づき、次のとおり事業計画を策定しました。

	金　額		金　額
保証承諾	1,600億円	代位弁済	100億円
保証債務残高	7,000億円	実際回収	11億円
保証債務平均残高	7,250億円	求償権残高	27億円

業　績

（単位：件、百万円、％）

年度		令和4年度	令和3年度	対前年度比 増減	対前年度比 比率	対計画比
保証承諾	件数	17,724	17,243	481	102.8	—
	金額	155,744	143,956	11,788	108.2	97.3
保証債務残高	件数	80,727	78,941	1,786	102.3	—
	金額	716,711	748,071	△31,360	95.8	102.4
保証債務平均残高	金額	729,595	752,552	△22,957	96.9	100.6
代位弁済	件数	462	343	119	134.7	—
	金額	4,185	2,888	1,297	144.9	41.9
実際回収	金額	1,096	1,236	△140	88.6	99.6
求償権残高	金額	1,288	889	399	144.9	47.7

保証承諾

令和4年度の保証承諾は、新型コロナ対策の様々な支援によって、お客さまに資金が行き届いたといった背景がありつつも、件数で17,724件（対前年度比102.8％）、金額は1,557億44百万円（同108.2％）となり、件数・金額とも令和3年度を上回りました。

保証承諾金額について、主な業種別の対前年度比は、製造業122.1％、建設業107.4％、小売業（飲食含む）101.4％となり、資金使途別構成比は、運転資金66.7％（前年度70.3％）、設備資金19.9％（同14.2％）、運転・設備資金13.4％（同15.4％）となりました。

保証承諾を１件当たりの平均でみると、承諾額は879万円（前年度835万円）、保証期間が67.9ヵ月（同67.4ヵ月）となりました。

保証債務残高

保証債務残高は、件数で80,727件（対前年度比102.3％）、金額は7,167憶11百万円（同95.8％）となりました。このうち、返済緩和をしている保証債務残高は715億36百万円（対前年度比123.2％）と全体の10.0％を占めています。

代位弁済・求償権

代位弁済は、件数が462件（対前年度比134.7％）、金額は41億85百万円（同144.9％）となり、前年度から増加したものの、計画の100億円を大幅に下回りました。代位弁済率については、0.57％（前年度0.38％）となりました。

業種別の構成比では、小売業（飲食含む）31.1％、製造業24.0％、建設業22.4％となっています。

求償権の回収は、無担保求償権が増加し、第三者保証人のいない保証の代位弁済がほとんどを占め、回収環境が厳しさを増しているなか、10億96百万円（計画比99.6％）と概ね計画どおりの結果となりました。

なお、求償権残高は、12億88百万円（計画比47.7％）となりました。

決算報告

貸借対照表　（令和5年3月31日現在）

（単位：円）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	418,479	基本財産	47,766,556,789
現金	418,479	基金	7,215,537,996
小切手	0	基金準備金	40,551,018,793
預け金	30,502,750,183	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	23,883,277,187
普通預金	368,151,249	その他有価証券評価差額金	0
通知預金	0	責任準備金	4,548,741,487
定期預金	30,132,000,000	求償権償却準備金	303,981,159
郵便貯金	2,598,934	退職給与引当金	1,021,802,954
金銭信託	0	損失補償金	0
有価証券	62,373,541,137	保証債務	716,711,210,842
国債	797,506,584	求償権補塡金	0
地方債	15,949,686,891	保険金	0
社債	45,591,460,152	損失補償補塡金	0
株式	4,000,000	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	短期借入金	0
ファンド出資	30,887,510	収支差額変動準備金造成資金	0
譲渡性預金	0	雑勘定	19,357,165,124
その他	0	仮受金	11,150,040
動産・不動産	1,046,619,652	保険納付金	61,641,505
事業用不動産	933,779,821	損失補償納付金	4,101,470
事業用動産	108,658,431	未経過保証料	19,264,969,945
所有動産・不動産	4,181,400	未払保険料	2,383,346
建設仮勘定	0	未払費用	12,918,818
損失補償金見返	0	有価証券未払金	0
保証債務見返	716,711,210,842		
求償権	1,287,722,640		
譲受債権	0		
雑勘定	1,670,472,609		
仮払金	14,370,017		
保証金	0		
厚生基金	231,575,000		
連合会勘定	7,851		
未収利息	84,902,970		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	1,339,616,771		
合計	813,592,735,542	合計	813,592,735,542

業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しております。
責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取り扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。
この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が218,181,618円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しております。

貸借対照表 （図解）

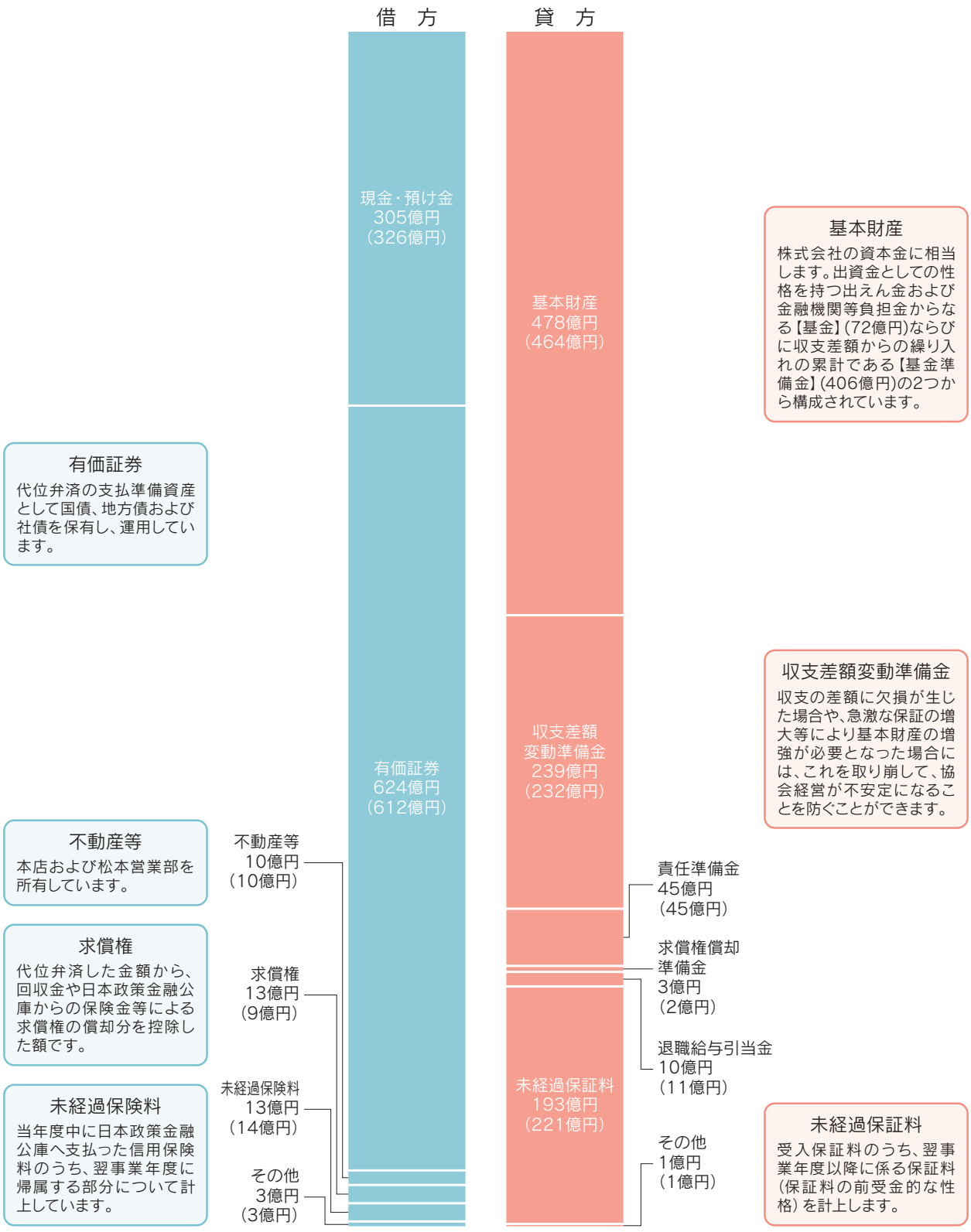

有価証券
代位弁済の支払準備資産として国債、地方債および社債を保有し、運用しています。

不動産等
本店および松本営業部を所有しています。

求償権
代位弁済した金額から、回収金や日本政策金融公庫からの保険金等による求償権の償却分を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本政策金融公庫へ支払った信用保険料のうち、翌事業年度に帰属する部分について計上しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金および金融機関等負担金からなる【基金】(72億円)ならびに収支差額からの繰り入れの累計である【基金準備金】(406億円)の2つから構成されています。

収支差額変動準備金
収支の差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料
受入保証料のうち、翌事業年度以降に係る保証料（保証料の前受金的な性格）を計上します。

＊（　）内は前期の数字
＊保証債務見返（資産）と保証債務（負債）は同額のため、この表からは除いています。
＊四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。

収支計算書　（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：円）

科　　目	金　　額	
経 常 収 入		7,231,336,013
保　証　料	6,575,818,630	
預け金利息	3,484,875	
有価証券利息配当金	432,465,975	
調　査　料	0	
延滞保証料	0	
損　害　金	23,502,009	
事務補助金	27,100,632	
責任共有負担金	152,510,000	
雑　収　入	16,453,892	
経 常 支 出		4,744,858,970
業　務　費	1,764,278,641	
借入金利息	0	
信用保険料	2,980,580,329	
責任共有負担金納付金	0	
雑　支　出	0	
経常収支差額		2,486,477,043
経常外収入		8,187,819,897
償却求償権回収金	137,594,413	
責任準備金戻入	4,709,365,166	
求償権償却準備金戻入	222,465,872	
求償権補塡金戻入	3,118,394,446	
有価証券評価益	0	
有価証券売却益	0	
補　助　金	0	
その他収入	0	
経常外支出		8,346,502,765
求償権償却	3,480,288,250	
譲受債権償却	0	
雑勘定償却	5,243,100	
有価証券評価損	0	
有価証券売却損	0	
退　職　金	4,859,938	
責任準備金繰入	4,548,741,487	
求償権償却準備金繰入	303,981,159	
その他支出	3,388,831	
経常外収支差額		△158,682,868
制度改革促進基金取崩額		0
収支差額変動準備金取崩額		0
当期収支差額		2,327,794,175
収支差額変動準備金繰入額		921,385,000
基本財産繰入額		1,406,409,175

収支計算書　（図解）

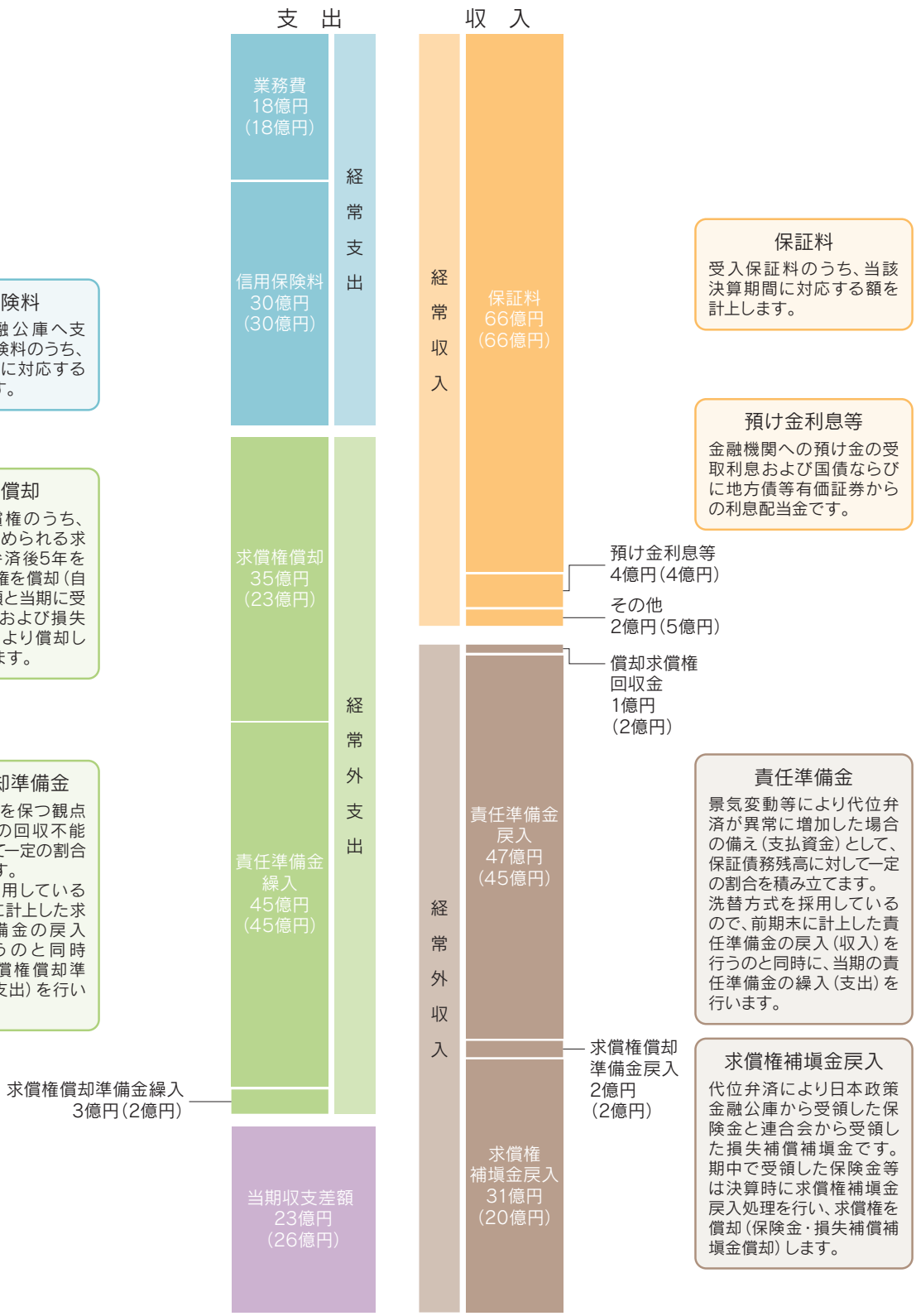

信用保険料
日本政策金融公庫へ支払った信用保険料のうち、当該決算期間に対応する額を計上します。

求償権償却
年度末の求償権のうち、回収不能と認められる求償権や代位弁済後5年を経過した求償権を償却（自己償却）した額と当期に受領した保険金および損失補償補塡金により償却した額を計上します。

求償権償却準備金
資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てます。
洗替方式を採用しているので、前期末に計上した求償権償却準備金の戻入（収入）を行うのと同時に、当期の求償権償却準備金の繰入（支出）を行います。

保証料
受入保証料のうち、当該決算期間に対応する額を計上します。

預け金利息等
金融機関への預け金の受取利息および国債ならびに地方債等有価証券からの利息配当金です。

責任準備金
景気変動等により代位弁済が異常に増加した場合の備え（支払資金）として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てます。
洗替方式を採用しているので、前期末に計上した責任準備金の戻入（収入）を行うのと同時に、当期の責任準備金の繰入（支出）を行います。

求償権補塡金戻入
代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と連合会から受領した損失補償補塡金です。期中で受領した保険金等は決算時に求償権補塡金戻入処理を行い、求償権を償却（保険金・損失補償補塡金償却）します。

＊（　）内は前期の数字
＊四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。

財産目録　（令和5年3月31日現在）

（単位：円）

資産		負債	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
現　　金	418,479	その他有価証券評価差額金	0
預　け　金	30,502,750,183	責任準備金	4,548,741,487
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	303,981,159
有 価 証 券	62,373,541,137	退職給与引当金	1,021,802,954
動産･不動産	1,046,619,652	損失補償金	0
損失補償金見返	0	保 証 債 務	716,711,210,842
保証債務見返	716,711,210,842	求償権補塡金	0
求　償　権	1,287,722,640	借　入　金	0
譲 受 債 権	0	雑　勘　定	19,357,165,124
雑　勘　定	1,670,472,609		
合　　計	813,592,735,542	合　　計	741,942,901,566
		正 味 財 産	71,649,833,976

キャッシュ･フロー計算書

当協会では、経営の透明性を一層向上させるため、以下のとおり、キャッシュ･フロー計算書を作成しています。

（単位：千円）

項　　目		令和4年度	令和3年度
事業活動によるキャッシュフロー	A	−963,192	3,573,647
投資活動によるキャッシュフロー	B	745,664	−3,590,959
財務活動によるキャッシュフロー	C	0	0
現金および現金同等物の増加額	D=A+B+C	−217,528	−17,313
現金および現金同等物の期首残高		588,697	606,010
現金および現金同等物の期末残高		371,169	588,697

なお、事業活動によるキャッシュ・フローについて、信用保証協会の業務の特性を踏まえた項目に区分すると以下のとおりです。

（単位：千円）

項　　目			令和4年度	令和3年度
主たる業務	保証料･保険料にかかるキャッシュフロー	a	815,598	4,948,941
	当期に受領した保証料	❶	3,763,776	8,112,932
	当期に支出した信用保険料	❷	−2,948,179	−3,163,991
	代位弁済･求償権にかかるキャッシュフロー	b	−441,601	−120,877
	当期に支出した代位弁済金	❸	−4,184,985	−2,888,384
	当期に受領した保険金	❹	3,097,749	1,968,061
	当期に支出した保険納付金	❺	−761,861	−943,977
	当期に受領した求償権補てん金	❻	192,968	99,922
	当期に支出した求償権補てん納付金	❼	−33,961	−35,691
	当期に受領した求償権回収金等	❽	1,095,979	1,236,497
	当期に受領した責任共有負担金	❾	152,510	442,696
	当期に支出した責任共有負担金納付金		0	0
	業務費等にかかるキャッシュフロー	c	−1,760,592	−1,681,345
	当期に受領した事務補助金等	❿	27,101	31,106
	当期に支出した業務費等		−1,780,520	−1,724,688
	その他		-7,172	12,237
	主たる業務収支にかかるキャッシュフロー	d=a+b+c	−1,386,595	3,146,719
	当期に受領した有価証券利息等	e	423,404	426,927
	当期に支出した借入金利息	f	0	0
	事業活動によるキャッシュフロー	g=d+e+f	−963,192	3,573,647

＊四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。

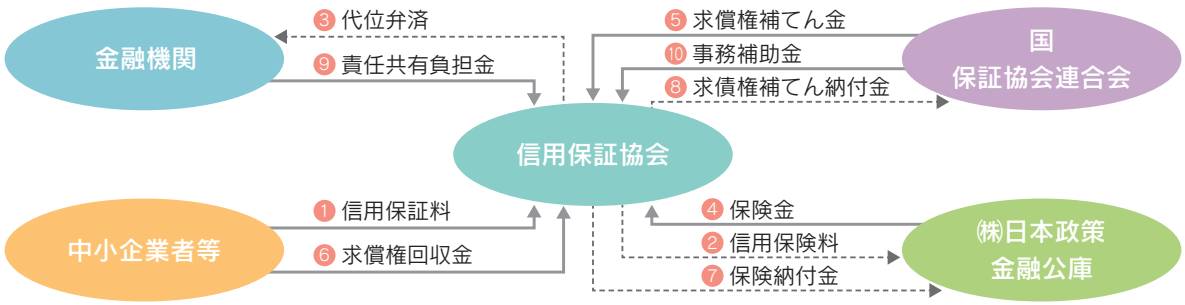

基本財産

基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、このことから、当協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の60倍（定款倍率）となっています。

基本財産の構成

基本財産は⑴基金 ⑵基金準備金で構成されています。

⑴基金は、県、市町村からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

⑵基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

●基本財産の内訳

（令和5年3月31日現在）

基本財産		47,766,557千円
⑴ 基金		7,215,538千円
	出えん金	5,089,605千円
	金融機関等負担金	2,125,933千円
⑵ 基金準備金		40,551,019千円

＊四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。

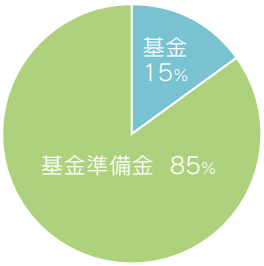

●出えん金・金融機関等負担金の内訳（令和5年3月31日現在 単位：千円）

拠出先	出えん金	金融機関等負担金	合計
県	(*)4,504,764	—	4,504,764
市町村	490,804	—	490,804
金融機関	92,917	2,115,318	2,208,235
その他	1,120	10,615	11,735
合計	5,089,605	2,125,933	7,215,538

＊県からの出えん金には国からの基金補助金33億円が含まれています。

●出えん金内訳

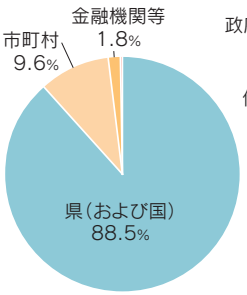

●金融機関等負担金内訳

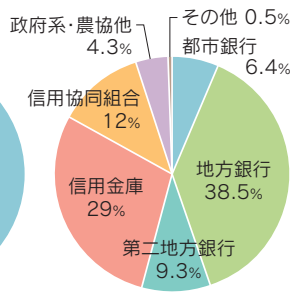

基本財産の増強

信用保証協会が、健全な経営を行い公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠です。当協会は、県、市町村、金融機関から拠出される出えん金や負担金のほか、自己造成による基金準備金への繰り入れで、その増強に努めております。

●基本財産の推移

※（　）内は、造成額　（単位：千円）

年度	基本財産	基金	基金準備金
平成30年度	44,434,460	7,215,538(0)	37,218,922(456,658)
令和元年度	44,774,928	7,215,538(0)	37,559,390(340,469)
令和2年度	44,774,928	7,215,538(0)	37,559,390(　　0)
令和3年度	46,360,148	7,215,538(0)	39,144,610(1,585,219)
令和4年度	47,766,557	7,215,538(0)	40,551,019(1,406,409)

＊四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。

収支差額変動準備金

収支の差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

令和4年度の当期収支差額は23億2,779万円となり、そのうち9億2,139万円を収支差額変動準備金へ繰り入れました。繰り入れ後の収支差額変動準備金の残高は238億8,328万円となりました。

●収支差額変動準備金繰入額推移

（単位：千円）

年度	繰入額	残高
平成30年度	228,328	22,217,229
令和元年度	170,234	22,387,463
令和2年度	△177,596	22,209,867
令和3年度	970,207	※23,180,074
令和4年度	921,385	23,883,277

※責任準備金の積立方法の変更に伴う遡及適用措置により、令和4年度の期首において収支差額変動準備金が218,182千円減少しております。

主な取り組み

1　資金繰り支援の取り組み

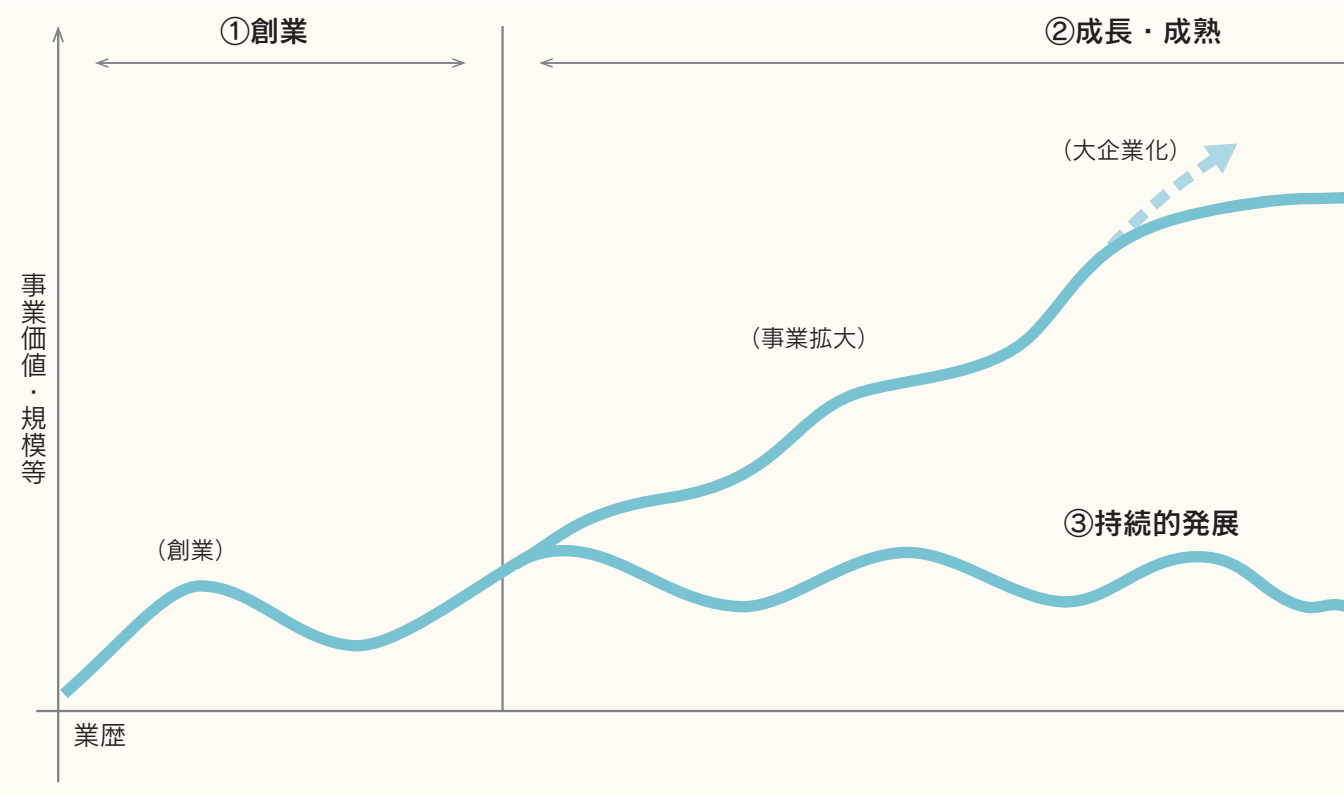

中小企業の皆さまの資金繰り支援に取り組みました。

主なステージ	概　　要
全般	地方公共団体の中小企業施策に沿った融資制度資金
①	創業予定の方や創業後間もない中小企業の皆さまを創業関係の保証で支援
②	地方創生の取り組みを行う中小企業の皆さまに対し、社債による長期・安定的な事業資金を供給
②③	中小企業の皆さまの経営安定に必要な資金を当座貸越により反復継続的かつ安定的に供給
②③	「みらい」へ向けて設備投資を行う中小企業の皆さまを応援
②③	長期かつ安定的な資金で、中小企業の皆さまのさらなる事業の成長・発展等を応援
②③	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証で支援
②③④⑤	経済環境や災害・事故の影響等により経営の安定に支障が生じている中小企業の皆さまを支援
②③④⑤	将来に向けた経営課題に取り組む中小企業の皆さまを金融機関とともに応援
③	小規模事業者の皆さまの信用を補完し、その持続的発展を支援
④⑤	業績回復へ向かうため、保証付借入金の借換を通じて企業価値向上に取り組む方を応援
④⑤	経営改善に取り組む中小企業の皆さまを支援
④⑤	金融機関による継続的な伴走支援を受ける中小企業の皆さまを応援

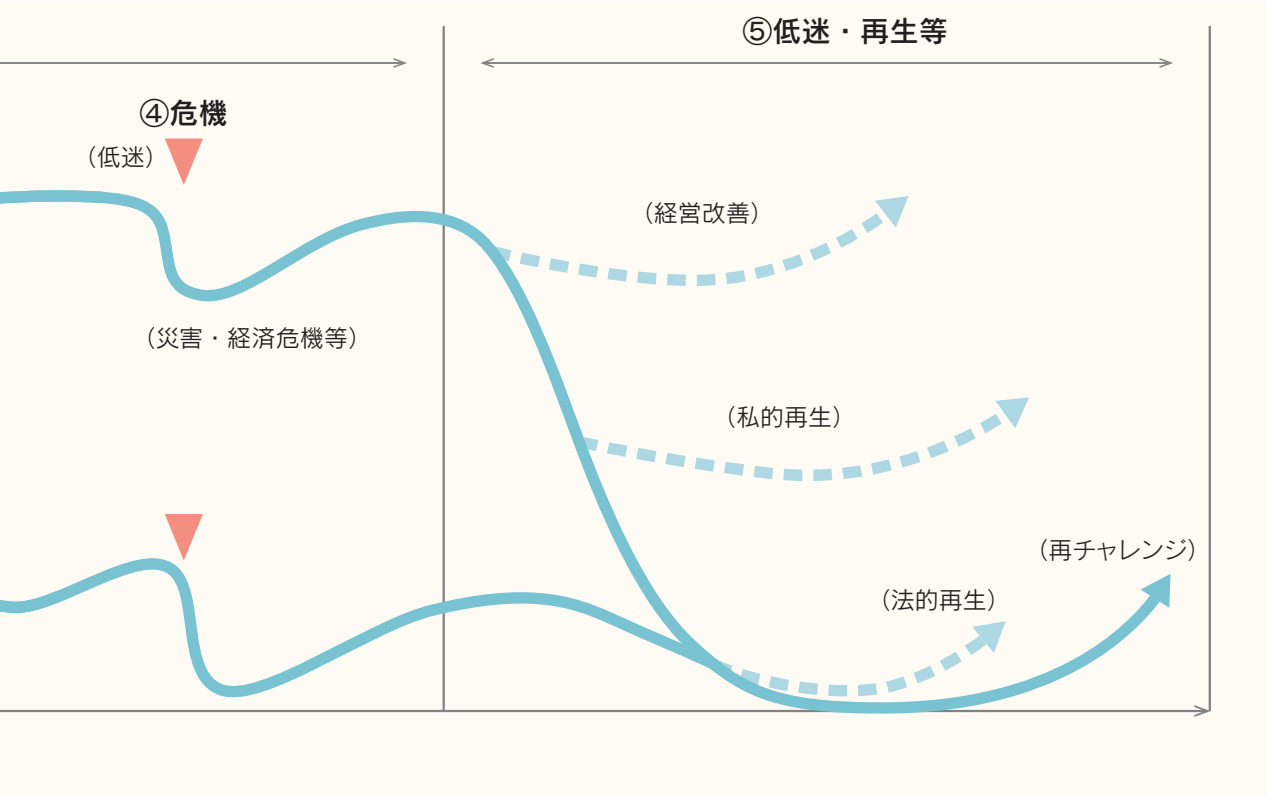

	制　度　名	件　数	金　額
	長野県　制度資金	7,565件	672億　790万円
	市町村　制度資金	3,634件	192億9,820万円
	創業関係の保証	1,339件	51億6,514万円
	「地方創生」応援社債保証	38件	18億3,200万円
	小口当座貸越根保証「ウサポくん」	755件	72億2,480万円
	小口カードローン当座貸越根保証「ミミポくん」	956件	18億1,030万円
	設備応援みらい保証	605件	100億7,386万円
	長期成長保証「つなぐ」	27件	9億2,200万円
	財務要件型無保証人保証など	88件	29億9,090万円
	経営安定関連保証（セーフティネット保証）	4,041件	482億8,177万円
	経営発達応援保証「みらいのチカラ」	240件	36億5,875万円
	小口零細企業保証等	577件	16億7,741万円
	バリューアップ!借換保証	26件	6億　731万円
	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型含む）	88件	19億9,486万円
	伴走支援型特別保証	965件	152億5,609万円

●ポストコロナに関する保証制度

ポストコロナに向けて、生産性や付加価値の向上、業種業態の転換等により企業価値の維持と拡大を目指すお客さまへの資金繰り支援に取り組みました。

長期成長保証「つなぐ」

件 数	金 額
27件	9億2,200万円

経営発達応援保証「みらいのチカラ」

件 数	金 額
240件	36億5,875万円

バリューアップ!借換保証

件 数	金 額
26件	6億731万円

●経営発達応援保証「みらいのチカラ」・「長期成長保証『つなぐ』」の取扱期間の延長

新型コロナ等の影響が長期化する中、お客さまの多様な資金需要に安定的に応えるべく、取扱期間を令和6年3月31日まで延長しました。

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型含む）

件 数	金 額
88件	19億9,486万円

伴走支援型特別保証

件 数	金 額
965件	152億5,609万円

●保証協会付融資「グッドプラクティス」を紹介

保証協会付融資の好事例を「グッドプラクティス」として金融機関と共有する取り組みを新たに開始し、金融機関向け情報誌「さぽーと」に掲載するなどして効果的な保証制度活用の周知を行い、令和4年度には21件の事例を紹介しました。

《掲載例》

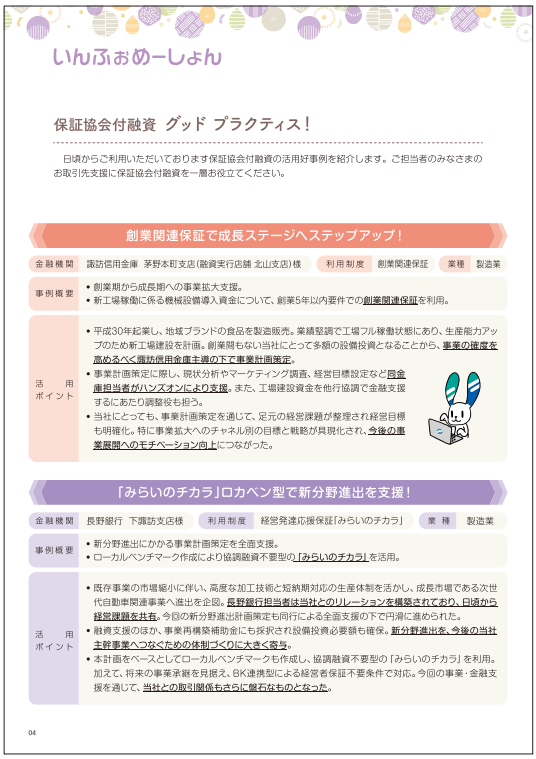
いんふぉめーしょん

保証協会付融資 グッド プラクティス！

日頃からご利用いただいております保証協会付融資の活用好事例を紹介します。ご担当者のみなさまのお取引先支援に保証協会付融資を一層お役立てください。

創業関連保証で成長ステージへステップアップ！

金融機関 諏訪信用金庫 茅野本町支店（融資実行店舗 北山支店）様　利用制度 創業関連保証　業種 製造業

事例概要
- 創業期から成長期への事業拡大支援。
- 新工場稼働に係る機械設備導入資金について、創業5年以内要件での創業関連保証を利用。

活用ポイント
- 平成30年起業し、地域ブランドの食品を製造販売。業績堅調で工場フル稼働状態にあり、生産能力アップのため新工場建設を計画。創業間もない当社にとって多額の設備投資となることから、事業の確度を高めるべく諏訪信用金庫主導の下で事業計画策定。
- 事業計画策定に際し、現状分析やマーケティング調査、経営目標設定など同金庫担当者がハンズオンにより支援。また、工場建設資金を他行協調で金融支援するにあたり調整役も担う。
- 当社にとっても、事業計画策定を通じて、足元の経営課題が整理され経営目標も明確化。特に事業拡大へのチャネル別の目標と戦略が具現化され、今後の事業展開へのモチベーション向上につながった。

「みらいのチカラ」ロカベン型で新分野進出を支援！

金融機関 長野銀行 下諏訪支店様　利用制度 経営発達応援保証「みらいのチカラ」　業種 製造業

事例概要
- 新分野進出にかかる事業計画策定を全面支援。
- ローカルベンチマーク作成により協調融資不要型の「みらいのチカラ」を活用。

活用ポイント
- 既存事業の市場縮小に伴い、高度な加工技術と短納期対応の生産体制を活かし、成長市場である次世代自動車関連事業へ進出を企図。長野銀行担当者は当社とのリレーションを構築されており、日頃から経営課題を共有。今回の新分野進出計画策定も同行による全面支援の下で円滑に進められた。
- 融資支援のほか、事業再構築補助金にも採択され設備投資必要額も確保。新分野進出を、今後の当社主幹事業へつなぐための体制づくりに大きく寄与。
- 本計画をベースとしてローカルベンチマークも作成し、協調融資不要型の「みらいのチカラ」を利用。加えて、将来の事業承継を見据え、BK連携による経営者保証不要条件で対応。今回の事業・金融支援を通じて、当社との取引関係もさらに盤石なものとなった。

04

Information

新工場建設を別枠保証で計画策定＆金融支援！

金融機関 松本信用金庫 広丘支店様　利用制度 地域経済牽引事業関連保証　業種 製造業

事例概要
- 新規分野進出のための新工場建設。
- 事業拡大に係る経営計画策定支援とともに、工場建設資金を地域経済牽引事業関連保証にて資金支援。

活用ポイント
- 新規事業進出への新工場建設。大型設備投資に係る事業計画策定を松本信用金庫が全面支援。
- 同金庫担当者の提案により、税制優遇や有利な資金調達のため、事業再構築補助金のほか計画の公的認定を複数取得。中でも、精密機器関連産業の集積地域での事業として地域経済牽引事業計画の認定取得し、投資促進税制や地方税減免制度を活用。さらに、同計画に基づき地域経済牽引事業関連保証により資金調達。
- 当社はこれまで事業が順調に進んできたこともあり詳細な経営計画の策定機会は少なかったが、今回は担当者の丁寧細かな支援により計画を策定。日頃から当社とリレーションも構築されており、当社の専門性の高い技術力を的確に計画に反映。当社としても、新事業進出に際し改めて自社の経営基盤を整える機会となった。

計画策定支援を通じてリレーションを深耕！

金融機関 上田信用金庫 中込原支店様　利用制度 経営革新関連保証　業種 製造業

事例概要
- 新事業進出に伴う計画策定支援。
- 事業再構築補助金と併せて経営革新計画承認取得し、経営革新関連保証により設備資金を調達。

活用ポイント
- 業容拡大への新規事業進出に係る相談対応。当社固有の技術力を新規事業に最大限活かすために、上田信用金庫担当者は技術支援機関を紹介。技術指導を受けた内容を織り込むことで計画の精度も向上。
- 現代表者は本格的な事業計画策定の経験少なく、今般の計画策定を通じ、自社の経営内容を客観的に分析・評価する機会ともなった。
- 新事業進出に係る事業計画策定支援を通じて、同金庫担当者とのリレーションも深耕。その後も金融支援のみならず、BCP、SDGｓ、各種補助金など、幅広く経営相談をやりとりする強固な関係性が構築された。

新店舗出店を専門家派遣＆伴走支援で実現！

金融機関 八十二銀行 中野支店様　利用制度 伴走支援型特別保証　業種 飲食店

事例概要
- 既存店舗の統合による新店舗出店。
- 出店計画策定支援し、出店資金を伴走支援型特別保証にて資金支援。

活用ポイント
- 既存店舗の移転・統合計画の相談に際し、八十二銀行担当者からの働きかけにより、保証協会支援メニュー「経営サポート専門家派遣事業」等の専門家派遣事業を利用。専門家指導による現状分析や課題整理のうえで、出店計画を作成。
- 代表者交代時期でもあったため、同行担当者は当社にとって経営体制を改めて整える機会が必要と判断し、専門家派遣事業の利用を提案。計画策定にあたっても、担当者自ら出店地のマーケット分析を行うなど全面支援。
- 代表者は先代からの経営承継後間もなく不安を抱えていたところ、専門家による指導・助言の機会を得て、新店舗出店が実現できたことは、経営者としての自信にもつながった。

05

●相談窓口の設置

お客さまの経営に影響を与える大規模災害等が発生した際に、資金繰り等のご相談をお受けする相談窓口を設置しています。

令和4年度は、次の相談窓口を設置し、ご相談に対応しました。

特別相談等窓口
日野自動車サプライチェーンに関する特別相談窓口
ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
令和3年8月11日からの大雨による災害に関する特別相談窓口
令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口
新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口（令和5年3月31日終了）
中小企業者に対する金融機関の紹介相談窓口
賃金水準上昇対策相談窓口
東日本大震災に関する特別相談窓口

●電話・Webによる相談窓口の開設

お客さまのご相談に対応するため、電話によるお客さま相談窓口を開設しているほか、当協会ホームページにWeb相談窓口を開設しています。

【お客さま相談窓口】

0120−34−7680（企業支援部）

●出張相談会の開催

商工団体との共催でお客さまから相談をお受けする出張相談会を開催しました。

資金繰りのご相談、保証商品のご案内など、各部支店の担当者が直接お話を伺っています。今後の詳しい出張相談会の予定は、当協会または当該商工団体へお問い合わせください。

商工団体	
千曲商工会議所	飯山商工会議所
小諸商工会議所	松本商工会議所
大町商工会議所	飯田商工会議所

●「信用保証実務セミナー」について

金融機関の若手担当者の皆さまを対象とした「信用保証実務セミナー」について、令和4年度は新型コロナの影響により、昨年度に引き続き開催を見送ることといたしました。当協会ホームページの金融機関専用ページへセミナー資料を掲載し、金融機関の方に広く活用していただきました。

お客さまの資金繰り支援のため、今後も金融機関の担当者の皆さまに信用保証制度に対する理解を深めていただけるようなセミナーを開催し、信用保証制度の利用促進に積極的に取り組んでまいります。

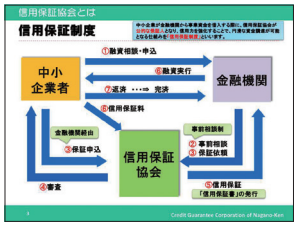

2　経営改善支援の取り組み

経営改善支援の概要

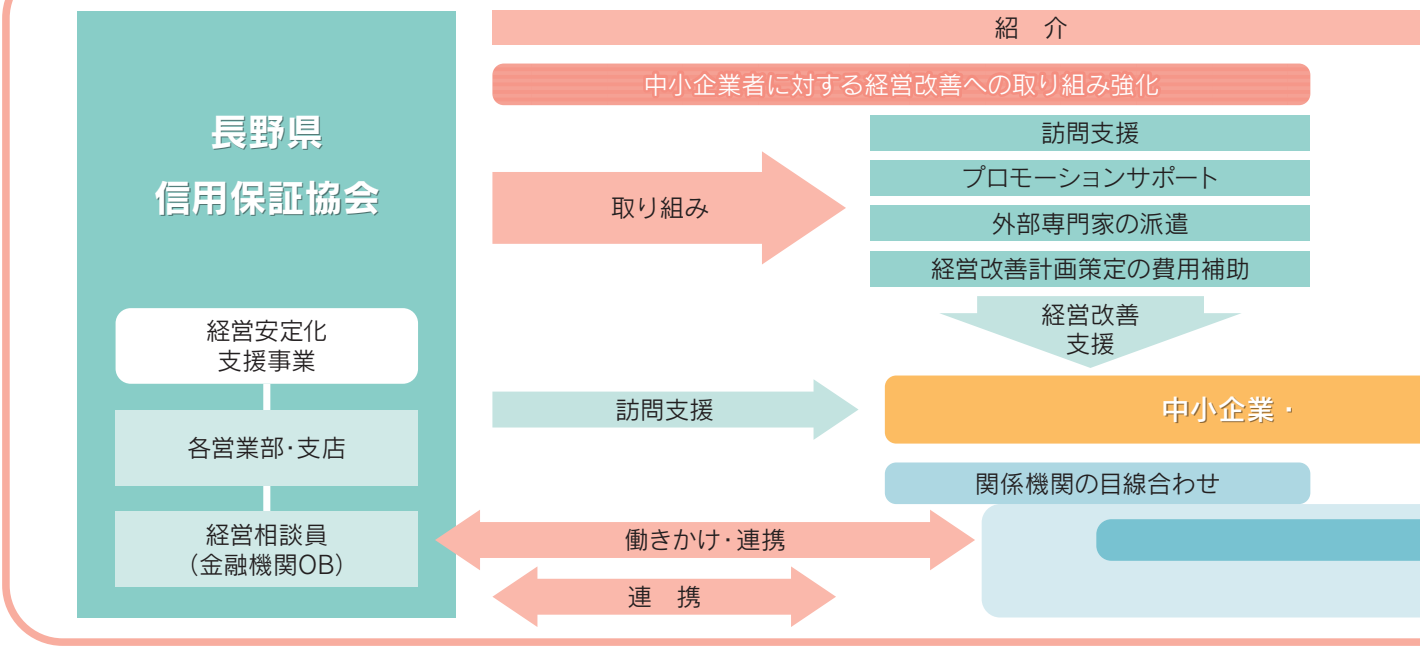

●経営の改善促進に向けた働きかけの実施

経営改善が進まず条件変更を繰り返すなどのお客さまに対し、国の「経営支援強化促進補助事業」を活用して設置した専門チームが主体となり金融機関と連携した経営改善の促進に向けた「働きかけ」を行っています。この働きかけにより、多くの皆さまが専門家の活用や経営改善計画を策定されました。

経営の改善発達のための面談実績

企業数	訪問回数
1,568企業	2,211回
うち、経営安定化支援事業に係るもの	
162企業	285回

経営改善計画策定実績

企業数
101企業

●経営改善計画策定費用の一部補助の実施

国が実施している「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用し、国から経営改善計画策定費用の一部補助を受けたお客さまの自己負担分について、その自己負担した費用のうち2分の1（上限20万円）を当協会が補助する事業を行っています。

事業実績

企業数
26企業

●「プロモーションサポート事業」の実施

広告宣伝に課題を持っているお客さまを対象に、県内メディアへの情報提供と広告宣伝に使用できるチラシ・動画の作成を無料で支援する事業を開始しました。

事業実績

企業数
19企業

●「経営サポート専門家派遣事業」の実施

各種専門家（中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、他）と連携し、お客さまの経営上の課題解決をお手伝いする「経営サポート専門家派遣事業」を行っています。専門家派遣の費用は当協会が負担します。

事業実績

企業数
44企業

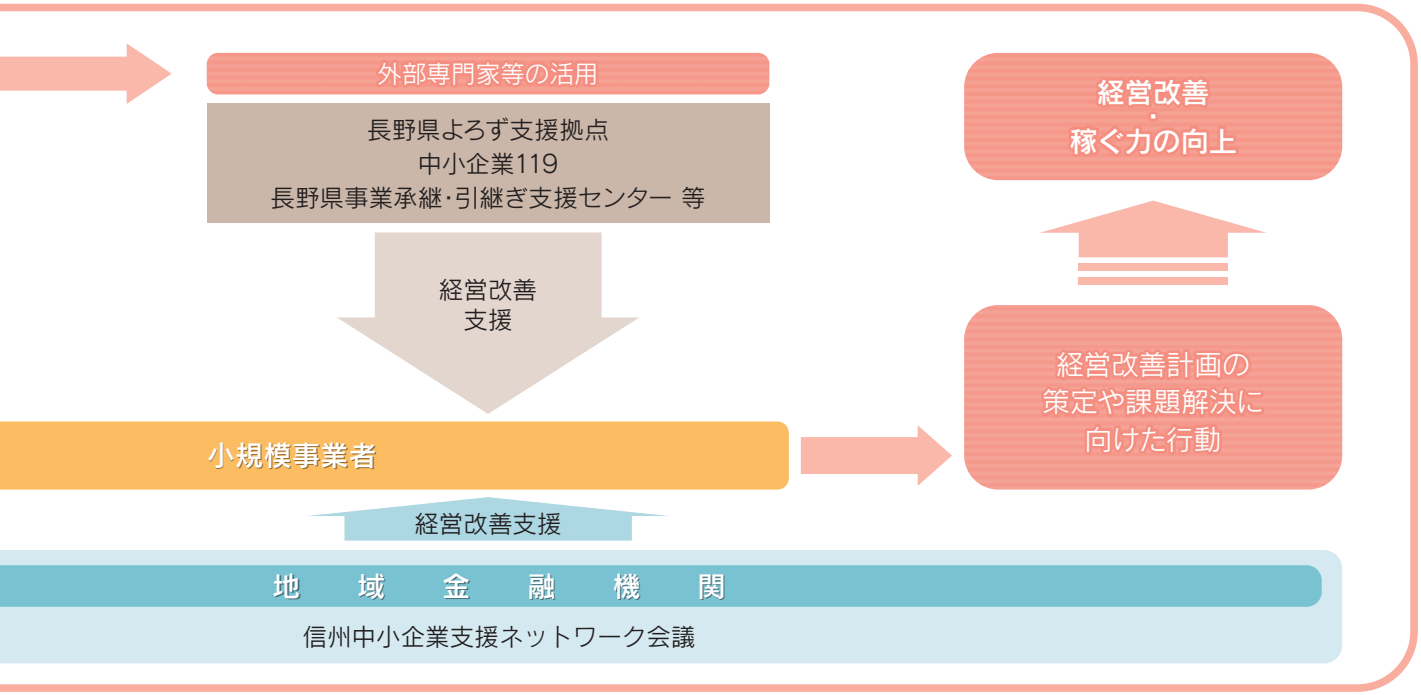

●「中小企業診断士活用支援事業」の実施

一般社団法人 長野県中小企業診断士協会と提携し、お客さまの経営改善をお手伝いするために中小企業診断士を派遣して経営診断・助言をする「中小企業診断士活用支援事業」を行っています。経営診断費用は当協会が負担します。

事業実績

企 業 数
40企業

●専門家派遣の活用の促進

特定の経営課題を抱えるお客さまに対し、公益財団法人 長野県産業振興機構が運営する「長野県よろず支援拠点」や「中小企業119」等の活用を積極的に提案しております。派遣の際には、当協会職員が同行しています。

同行実績

回 数
77回

●経営サポート会議の実施

関係金融機関等による支援方針を確認する「信州経営サポートミーティング」等の経営サポート会議を行っています。当協会が事務局としてハブ機能を担うことで、中立的立場による金融機関間の調整が可能となります。

経営サポート会議開催・参加実績

回 数
141回

●条件変更の柔軟な取り組み

当協会ではお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組むことで、資金繰り改善、経営改善を支援しています。

返済方法等の条件変更承諾実績

件 数	金 額
8,213件	968億1,305万円

返済緩和の保証債務残高と企業者数の推移

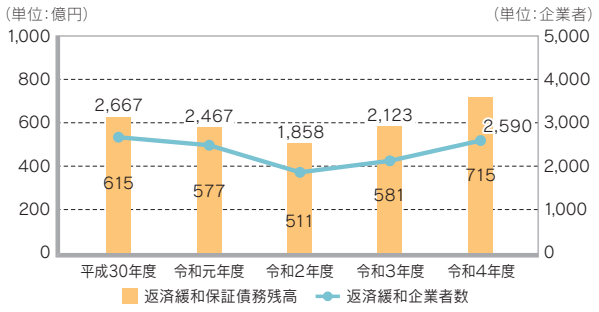

●「信州中小企業支援ネットワーク会議」について

「信州中小企業支援ネットワーク会議」は、経営支援、再生支援業務等に関わる金融機関、中小企業活性化協議会、その他の支援機関および行政等の担当者が一堂に会し、経営支援、再生支援等に関する情報交換を通じたノウハウの共有や知識習得、各機関の連携強化による協調支援体制の構築等を目的とする「信州再生支援ネットワーク会議」として平成22年から開催されており、平成30年2月に名称を「信州中小企業支援ネットワーク会議」に変更しました。

なお、当協会は事務局として参加しています。

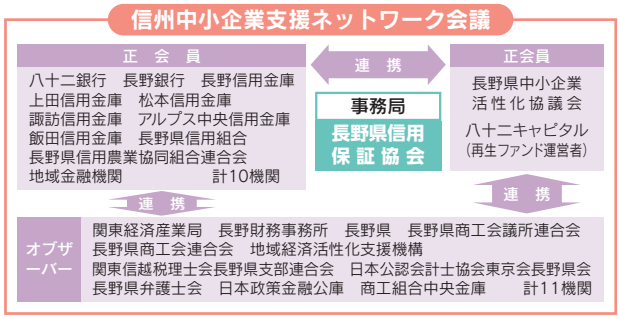

信州中小企業支援ネットワーク会議開催実績

開催日	開催場所
令和４年５月26日	長野銀行本店（松本市）
令和４年９月５日	八十二銀行別館（長野市）
令和４年11月９日	飯田信用金庫本店（飯田市）
令和５年２月21日	松本信用金庫本店（松本市）

●「信州みらい応援2号ファンド」への出資

当協会では企業の再生支援を財務面、経営面から支援する中小企業再生ファンドへの出資を通じて、再生に取り組むお客さまを支援しています。

ファンドの概要	
名　　称	信州みらい応援2号ファンド
出資総額	30億円
無限責任組合員	八十二キャピタル
有限責任組合員	中小企業基盤整備機構、八十二銀行、長野銀行、長野信用金庫、松本信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、長野県信用組合、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用保証協会
設　　立	平成28年６月30日
存続期間	令和８年６月30日
運営者	八十二キャピタル

●関東経済産業局及び中小企業活性化協議会と協定を締結

中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジに向けた総合的支援の実効性を高めるため、関東経済産業局及び中小企業活性化協議会と当協会を含めた3者間での連携協定を締結しました。

●「信州スタートアップ・承継支援ファンド」への出資

県内産業の活性化や事業承継に取り組むお客さまを支援するため、信州スタートアップ・承継支援ファンドが設立されました。設立にあたっては当協会も出資を行っています。

ファンドの概要	
名　　称	信州スタートアップ・承継支援ファンド
出資総額	7億7百万円
無限責任組合員	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
有限責任組合員	八十二サステナビリティ1号投資事業有限責任組合、長野銀行、長野信用金庫、松本信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、長野県信用組合、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用保証協会
設　　立	令和４年４月１日
存続期間	令和14年３月31日
運営者	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

3　創業者支援の取り組み

●創業関係の保証利用企業へのフォローアップ訪問の実施

当協会と創業前に面談をしており、創業関係の保証をご利用いただいたお客さまにフォローアップ訪問を行っています。令和4年度は235企業に訪問しました。

金融機関の担当者の皆さまとお客さまを訪問し、創業計画の進捗確認を行うとともに、事業経営等で不安を感じていることなどをお伺いし、必要に応じて「長野県よろず支援拠点」等へ橋渡しを行っています。

●当協会ホームページや情報誌「AIe」内で創業者のPR

当協会ホームページに「創業者のお店紹介」ページを、情報誌「AIe」内に「創業レポート」ページを設け、当協会をご利用いただいたお客さまの事業内容や商品・製品、セールスポイントなどを紹介し、創業者のPRをお手伝いしています。

●「創業サポートガイド」のリニューアル

創業をお考えの方に向けた「創業サポートガイド」を令和4年度にリニューアルし、配布しております。

創業計画書策定の流れをはじめ、創業者向けの保証商品、各相談窓口や支援機関等の情報について分かりやすく解説しています。ぜひご活用ください。

●「創業セミナー」の開催

県内の学生が起業や経営の魅力などを学ぶことで、将来の長野県経済を担う若者の創業意識を醸成することを目的とした「創業セミナー」を開催しました。

令和4年11月29日に清泉女学院短期大学で、令和5年2月22日に岡学園トータルデザインアカデミーで開催しました。

当日は、当協会の概要や信用保証制度、創業支援の内容を紹介するとともに、将来の選択肢の一つとして「創業」があることを知っていただくために当協会発刊の「創業サポートガイド」を配布・解説しました。

清泉女学院短期大学

岡学園トータルデザインアカデミー

●創業塾・創業セミナー等との連携

商工団体や金融機関等が行う創業塾・創業セミナー等に後援、参加し、創業者に対する金融支援メニューや創業後の経営支援メニューを紹介しています。また、長野県等が主催する創業イベントに後援をしています。

セミナー等の参加実績

主催・共催	セミナー等名称	開催日
長野信用金庫	長野しんきんしんみせ創業カレッジ	令和4年6月～9月
長野商工会議所	ながの地域創業スクール	令和4年12月
須坂商工会議所	須高未来塾2022	令和4年11月
木曽町商工会他	創業木曽ゼミ	令和5年2月
小諸商工会議所	小諸創業未来塾	令和4年10月
佐久商工会議所	佐久創業塾	令和4年11月
諏訪エリア商工会議所	諏訪地域創業スクール2022	令和4年10月、11月
南信三会議所指導事業連絡協議会	南信三会議所指導事業連絡協議会	令和4年6月
長野県商工会連合会他	いな創業塾2022	令和4年10月
辰野町商工会	辰野町商工会創業塾	令和4年11月
伊那商工会議所	伊那地域創業スクール	令和4年11月
駒ヶ根商工会議所他	創業セミナー	令和5年2月
飯田商工会議所他	伊那地域 創業・スタートアップ応援フェス	令和5年2月

創業イベントの後援実績

イベント名	開催日	イベント名	開催日
いいだ創業スクール	令和4年7月	いいだ経営塾	令和4年11月
信州ベンチャーコンテスト2022	令和4年12月	第11回信州ベンチャーサミット	令和5年1月

4　顧客サービスの取り組み

●「令和4年度信用保証懇話会」の開催

「信用保証懇話会」は、中小企業・金融機関・経済団体の皆さまと、定期的に信用保証に関する意見交換を行うことにより一層の相互理解を深め、制度の充実、業務の改善、利便性の向上に役立てることを目的として平成15年度から開催しています。

令和4年度は、金融機関の方々を委員とする金融機関部門を令和4年10月に、中小企業および経済団体等の方々を委員とする中小企業部門を令和4年11月に開催しました。

委員の皆さまからお寄せいただいたご意見・ご要望等を真摯に受け止め、今後も「地域のお客さまの未来をつなぐ、信頼され顔の見える保証協会」を目指し、業務の改善や保証商品の開発などサービス向上に努めてまいります。

金融機関部門

中小企業部門

●新型コロナ等の感染防止対策

お客さまの健康・安全のため、新型コロナ等の感染拡大・防止策として窓口カウンターにアクリル製の飛沫感染防止スクリーンを設置しています。

また、本店や各営業店の入口に消毒液も設置しています。

●「電子保証書交付サービス」の提供

金融機関の保証協会付き融資事務の迅速化や保証書の管理負担軽減を図るため、令和4年1月より、当協会が発行する信用保証書（および変更保証書）を電子化する「電子保証書交付サービス」の取り扱いを開始しています。令和4年度には新たに2先の金融機関と覚書を締結し、県内に本支店を有する11金融機関に本サービスを提供しました。

●保証申込関係書式等の押印レス化

保証申込の事務手続きを効率化し、融資実行までのリードタイムを短縮するため、令和3年4月より保証申込関係書式等の押印レス化を行っています。

令和4年4月からは、保証条件変更申込書や保証条件変更依頼書、その他期中以降において必要となる書式の押印レス化も実施しました。

●お客さま向けアンケートの実施

業務改善等を図るため、県内のお客さま2,176企業を対象にアンケートを実施、785企業から回答をいただきました。

いただきましたご意見・ご要望をもとにサービス向上、業務改善に努めてまいります。

5　広報活動の取り組み

●イメージキャラクター　ウサポくん

イメージキャラクターの「ウサポくん」です。
当協会の一員として、お客さまを力強く応援しています。

ウサポくん®

ミミポくん®

プロフィール

■信州の里山に生まれた野うさぎ。カラフルな色の耳が自慢。
■大きな耳であらゆる情報をキャッチし、俊敏な足で信州中を駆け回る。
■信州の中小企業の魅力を発信し、サポートするのが自分の使命と感じている。
■弟に「ミミポくん」がいて大の仲良し。

出　身	信州の里山	身　長	にんじん3本分 にんじん5本分（耳含む）	体　重	にんじん10本分くらい
視　力	困っている中小企業者がいればすぐに見つけ出す	聴　力	集中すると山3つ分先の音が聞こえる	趣　味	会社見学　お店めぐり 野山を駆ける
好きなこと	長野県内の中小企業者を応援すること	好きな食べ物	野沢菜・ 信州産のにんじん	好きな歌	「故郷」、 「うさぎのダンス」
特　技	大きな耳であらゆる情報を収集	性　格	好奇心旺盛な行動派 涙もろいさびしがり屋	好きな言　葉	みらい

●ディスクロージャー誌

●「信用保証のガイドブック」

各種保証商品の紹介を一冊にまとめた「信用保証のガイドブック」を配布しています。

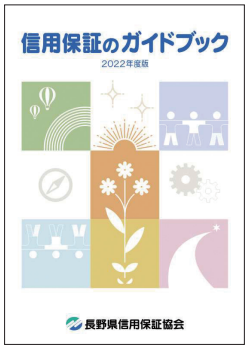

●イメージポスター

令和4年度イメージポスターは、新型コロナ等の影響による困難をお客さまに乗り越えてもらうため、当協会も寄り添い応援していくといった想いを込め、千曲市在住の現代画家「越ちひろ」氏にデザインしていただきました。

●情報誌「さぽーと」

当協会の事業概況や新たな保証商品のご案内等を掲載した情報誌「さぽーと」を年4回、金融機関、関係機関の皆さまに配布しています。令和4年度は、岡学園トータルデザインアカデミーの学生に第2号、第3号、第4号の表紙をデザインしていただきました。

●リーフレット

令和4年度は、当協会が提供する保証制度・経営支援等のサービスメニューを一枚絵としたリーフレットを制作しました。

●ミニリーフレット

当協会の業務内容を一般の方向けに分かりやすく説明したミニリーフレットを配布しています。

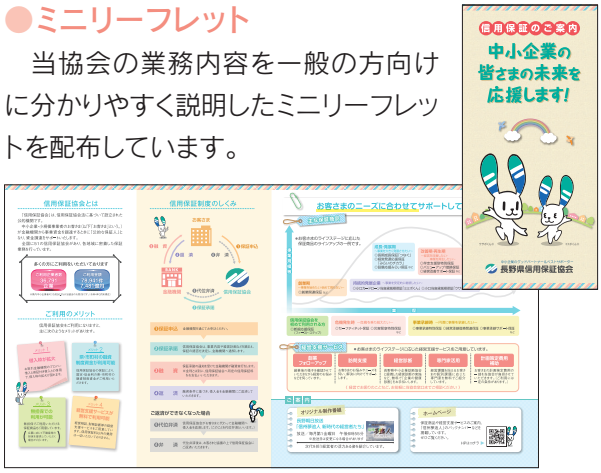

●中小企業・小規模事業者向け情報誌「Ale」

県内の中小企業・小規模事業者の皆さまの経営に役立つ情報等を掲載した情報誌「Ale」を配布しています。

- 当協会をご利用いただいたお客さまの事業内容等を紹介
- 当協会をご利用いただいた創業者の方を紹介
- 専門家等による経営に役立つ情報を提供
- 保証制度や経営支援サービスのお知らせ

●県内金融機関店頭で動画を配信

金融機関と連携した広報として、当協会の業務内容や創業支援施策を広く地域の皆さまに知っていただくために制作した動画を、県内金融機関の店頭ディスプレイにて配信しています。

●ノベルティグッズ

令和4年度は、クリアファイルの他にエコバッグ、プチ飴、カトラリー三点セットを作成し配布しました。イラストは長野美術専門学校の学生にデザインしていただきました。

クリアファイル

プチ飴
（下は飴のデザイン）

エコバッグ

カトラリー三点セット

●ホームページ

前回のリニューアルから5年が経過したため、この度ホームページを全面的にリニューアルいたしました。これまでより使いやすいホームページとなるよう、デザインとページ構成を見直し、新規コンテンツの追加も実施しています。ぜひご覧ください。

ホームページアドレス
https://www.nagano-cgc.or.jp

●テレビ番組「信州 夢追人～新時代の経営者たち～」の提供

次代を担う経営者が夢に向かって邁進する姿を紹介するテレビ番組「信州 夢追人～新時代の経営者たち～」の企画・提供を行いました。また、番組の中では紹介しきれなかった出演者の取材レポートを当協会ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

長野朝日放送

「信州 夢追人～新時代の経営者たち～」

放送　毎月第1金曜日

18:55～19:00

●テレビCM・ラジオCMの提供

【テレビ】

信越放送テレビで長野県の製造業を応援する番組へのCM提供を行っています。

- 「YES!ものづくり」
  毎週月曜日　18:55～19:00（CM放送は月1回）
- 「明日を造れ!ものづくりナガノ」
  毎月最終土曜日午後放送

【ラジオ】

信越放送ラジオへのCM提供を行っています。

毎週金曜日　午前7時30分～8時30分の間に1本

●ビジネスフェア等への出展

令和4年5月15日に長野市ビッグハットにて開催された長野信用金庫主催の「長野しんきんビジネスフェア2022」および令和4年10月13日から15日に諏訪市にて開催された「諏訪圏工業メッセ2022」に出展しました。

●ニュースリリース

当協会では四半期ごとの事業概況や新たな取り組み等の情報を、新聞社等のマスメディアにも配信し、積極的な情報発信に努めています。

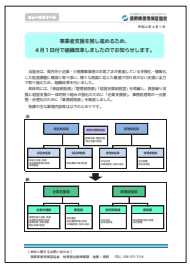

組織改革の実施

令和４年度上半期業務状況

6　リスク管理の取り組み

●情報セキュリティおよびシステムの安全性の確保

当協会では、顧客情報等のセキュリティの安全性等の検証を行うとともに、利用しているシステムが安定的かつ効率的に運用されているか検証するため、平成28年度から監査法人による情報セキュリティ監査およびシステム監査を利用環境やシステム環境の変化に応じて継続的に受検するとともに、その結果に基づくフォローアップを受けています。

今後も情報セキュリティおよびシステムの管理レベルの向上に努めてまいります。

●事業継続計画（BCP）等の制定

当協会では、非常災害等の緊急事態が発生した場合の行動指針として、事業継続計画（BCP）を定めています。令和4年10月には災害対策、救援活動および事業継続計画（BCP）等の対策に関する準備の検証や確認、また、防災意識を高めるため、緊急地震速報対応行動訓練、安否確認訓練およびシステム障害時の保証事務処理訓練ならびに消防訓練を通じた「非常災害防衛訓練」を実施しました。

●保証関連書類の管理態勢の強化

当協会では、非常災害等の緊急事態が発生した場合における事業継続の対策や契約関係書類の紛失防止等を目的として、平成24年度から信用保証委託契約書等の保証関連書類について、一括管理の実施および稟議書等の電子化を行い、管理態勢の強化を図っています。

耐火書庫

7　SDGs（CSR）等の取り組み

言の項目	ターゲット	目　標	具体的な取り組み	主な成果（数字は令和5年3月末時点）
1. 地域経済の未来		貧困をなくそう	・資金繰り支援 ・創業支援 ・事業承継支援 ・経営支援	代表的な保証実績 ・資金繰り支援　17,724件　1,557億円 ・創業支援　1,339件　52億円 ・事業承継支援　34件　12億円 その他の実績は、26ページ以降の取り組みをご覧ください。
		働きがいも 経済成長も		
		産業と技術革新の 基礎をつくろう		
		住み続けられる まちづくり		
		平和と公正を すべての人に	・ガバナンス ・反社会的勢力への対応	・信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除条項」 ・反社会的勢力への対応の徹底 ・コンプライアンスの徹底
2. 地域社会の未来		飢餓をゼロに	・フードバンク信州への寄贈	・非常食等　8.5kg
		すべての人に 健康と福祉を	・AED ・エコキャップ ・献血	・全営業店にAEDの設置 ・エコキャップ（5,160個）…医療支援、ワクチン支援等 ・献血の推進
		質の高い教育を みんなに	・専門学校等との連携 ・創業セミナー等への協力 ・人材育成	・岡学園トータルデザインアカデミーとの連携 ・長野美術専門学校との連携 ・インターンシップへの協力 ・創業セミナー等への協力 ・内外の各種研修や通信教育の受講
		ジェンダー平等を 実現しよう	・ワークライフバランスの充実	・くるみん認定 ・職場いきいきアドバンスカンパニー
		住み続けられる まちづくり	・清掃活動 ・「地方創生」に向けた取り組み ・クリーンエネルギー	・地域清掃活動 ・「地方創生」応援社債 ・再生可能エネルギー 100%の電気の導入
		パートナーシップで 目標を達成しよう	・SDGsの普及や啓蒙への協力 ・各種団体・金融機関との連携	・「長野県SDGs推進企業登録制度」登録を要件とする保証商品
3. 地域環境の未来		エネルギーをみんなに そしてクリーンに	・グリーンボンド投資 ・クリーンエネルギー ・エコカー ・照明のLED化	・長野県が発行するグリーンボンドへの投資 ・再生可能エネルギー 100%の電気の導入 ・太陽光発電 ・エコカーの導入
		つくる責任 つかう責任	・クリーンエネルギー ・リサイクル ・ペーパーレス化	・再生可能エネルギー 100%の電気の導入 ・紙のリサイクル ・エコキャップ（5,160個）…37.8kgCO_2の発生を抑制 ・ペーパーレス会議システムの導入
		気候変動に具体的な 対策を	・クリーンエネルギー ・グリーンボンド投資 ・エコキャップ ・エコカー ・クールビズ	・再生可能エネルギー 100%の電気の導入 ・長野県が発行するグリーンボンドへの投資 ・エコキャップ（5,160個）…37.8kgCO_2の発生を抑制 ・エコカーの導入 ・クールビズの実施（5月～10月末まで）
		陸の豊さも守ろう	・グリーンボンド投資 ・リサイクル ・ベジタブルインクの使用	・長野県が発行するグリーンボンドへの投資 ・紙の溶解（リサイクル） ・ディスクロージャー誌、各種広報誌への使用

※赤字は令和4年度に新たに実施したもの

●専門学校と連携したノベルティグッズ等の制作

未来を担う若者に学びの場を提供するため、令和4年度は従来から連携している岡学園トータルデザインアカデミーに加え、初めて長野美術専門学校とも連携し、ノベルティグッズ等のデザインをお願いしました。

デザインを採用させていただいた学生の皆さまには、感謝の意を伝えるとともに、記念品を贈呈させていただきました。

●地域清掃活動の実施

ボランティア活動の一環として長野市の「もんぜんパートナーシップ制度」に登録を行い、地域の清掃活動に取り組んでいます。また、本店以外の各営業店においても地域清掃活動に取り組んでいます。

●エコキャップ収集活動

ペットボトルのキャップを収集し、そのリサイクルの利益で医療支援、ワクチン支援、障がい者支援、子どもたちへの環境教育等、さまざまな社会貢献活動に参加しています。

令和4年度は5,160個のペットボトルキャップを寄付し、キャップをゴミとして焼却した場合に比べ、約37.8kgのCO_2発生抑制にも貢献しました。

●「フードバンク信州」へ非常食の寄贈

社会貢献活動の一環として、当協会で備蓄している非常食（カンパン等）を、特定非営利活動法人「フードバンク信州」へ寄贈しました。令和5年度以降も継続的に寄贈していきます。

●AEDの設置

来店者や職員、地域住民の救急安全のために、全ての営業店でAED（自動体外式除細動器）を設置しています。

●CO2ゼロ電力の導入

環境負荷の軽減のため、株式会社エネットから電力の供給を受け、当協会が使用する電力をCO2ゼロ電力にする取り組みを継続しました。

●「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証取得

令和4年9月1日付で長野県から「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けました。今後も引き続き、ワークライフバランスの充実に向けて働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

●ペーパーレス会議システムの導入

本部で行う各種会議において、会議資料に使用する紙の削減や合理化を図ることを目的として、会議資料をタブレット端末等で閲覧が可能となるペーパーレス会議システムを導入しました。引き続き使用することで環境負荷の軽減に取り組んでまいります。

Ⅵ　信用保証の動向

＊四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

保証利用企業者数

●長野県内の中小企業者数と保証利用企業者数の推移

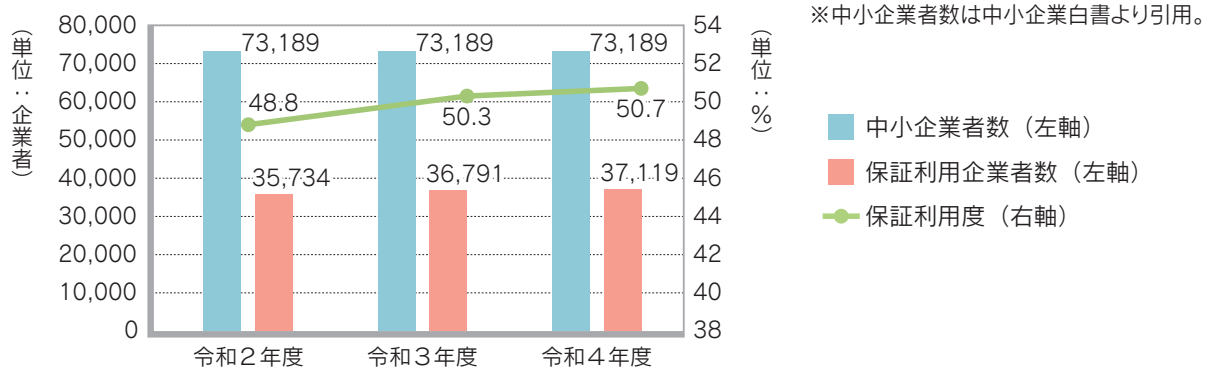

※中小企業者数は中小企業白書より引用。

●業種別保証利用企業者数

（単位：者、%）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	顧客数	構成比	顧客数	構成比	顧客数	構成比
製造業	5,729	16.0	5,762	15.7	5,746	15.5
建設業	7,742	21.7	7,930	21.6	8,013	21.6
卸・小売業	11,074	31.0	11,398	31.0	11,356	30.6
サービス業	8,043	22.5	8,448	23.0	8,676	23.4
その他の産業	3,146	8.8	3,253	8.8	3,328	9.0
合計	35,734	100.0	36,791	100.0	37,119	100.0

（注）「飲食店」は「卸･小売業」に含まれます。

●資本金別保証利用企業者数

（単位：者、%）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	顧客数	構成比	顧客数	構成比	顧客数	構成比
個人	15,725	44.0	16,400	44.6	16,615	44.8
100万円以下	1,985	5.6	2,227	6.1	2,460	6.6
500万円以下	9,639	27.0	9,755	26.5	9,768	26.3
1,000万円以下	5,188	14.5	5,214	14.2	5,154	13.9
5,000万円以下	2,817	7.9	2,816	7.7	2,747	7.4
1億円以下	347	1.0	346	0.9	341	0.9
3億円以下	24	0.1	25	0.1	26	0.1
3億円超	9	0.0	8	0.0	8	0.0
合計	35,734	100.0	36,791	100.0	37,119	100.0

●従業員数別保証利用企業者数

（単位：者、%）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	顧客数	構成比	顧客数	構成比	顧客数	構成比
従業員なし	14,845	41.5	15,495	42.1	15,697	42.3
5人以下	13,921	39.0	14,177	38.5	14,361	38.7
10人以下	2,906	8.1	3,016	8.2	2,919	7.9
20人以下	1,917	5.4	1,941	5.3	1,993	5.4
50人以下	1,487	4.2	1,493	4.1	1,501	4.0
100人以下	420	1.2	422	1.1	403	1.1
300人以下	212	0.6	222	0.6	219	0.6
500人以下	21	0.1	20	0.1	21	0.1
500人超	5	0.0	5	0.0	5	0.0
合計	35,734	100.0	36,791	100.0	37,119	100.0

保証の推移

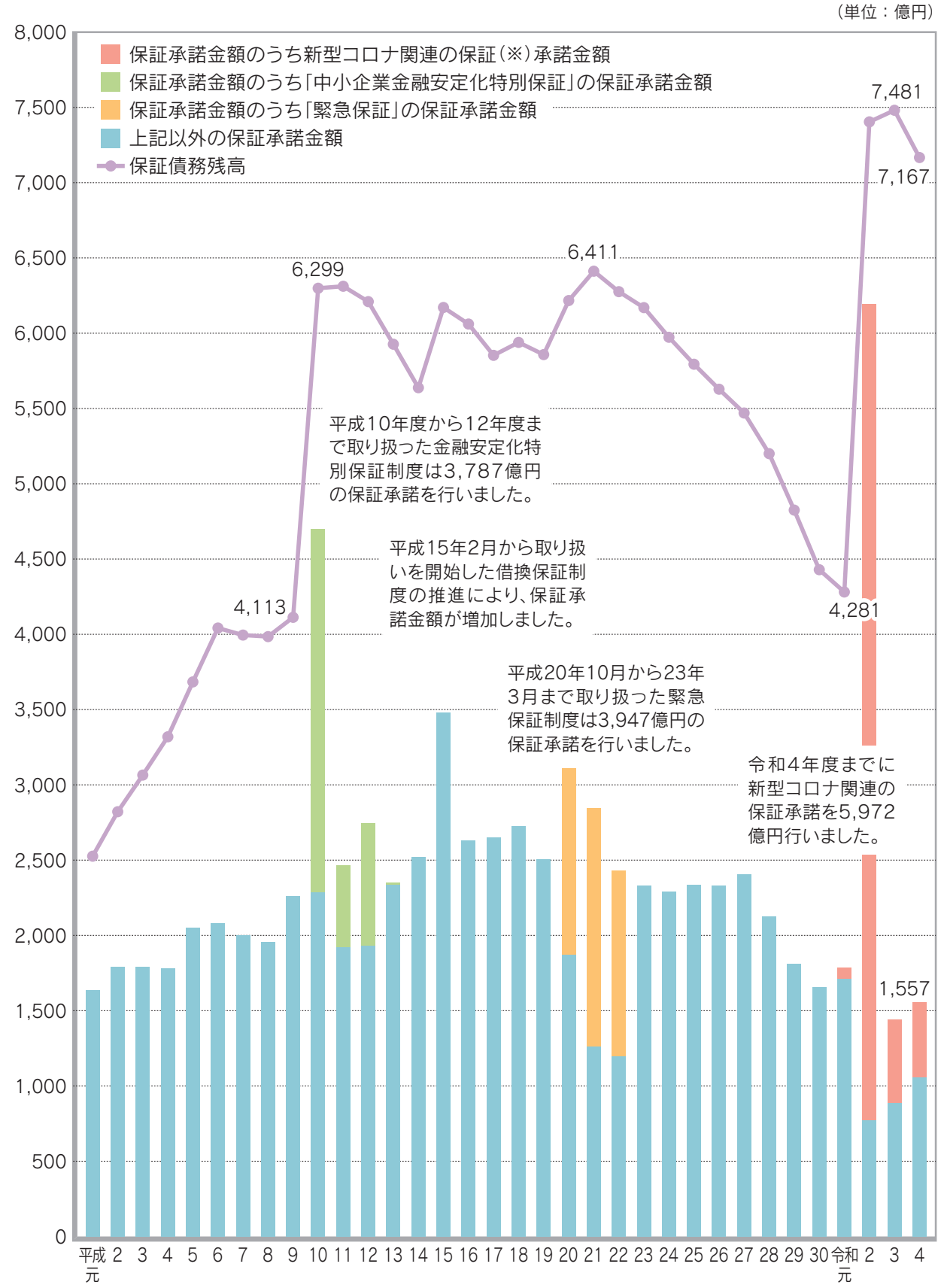

（※）新型コロナに関連した災害緊急特別保証およびセーフティネット保証4号・5号（売上高減少）、危機関連保証、伴走支援型特別保証

保証承諾の状況

●営業店別保証承諾

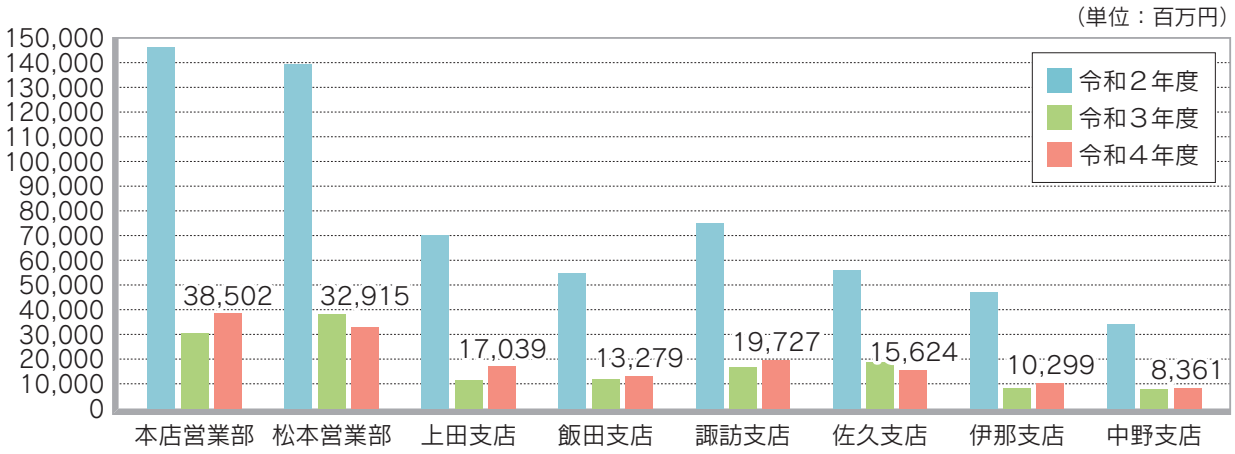

営業店別保証承諾構成比

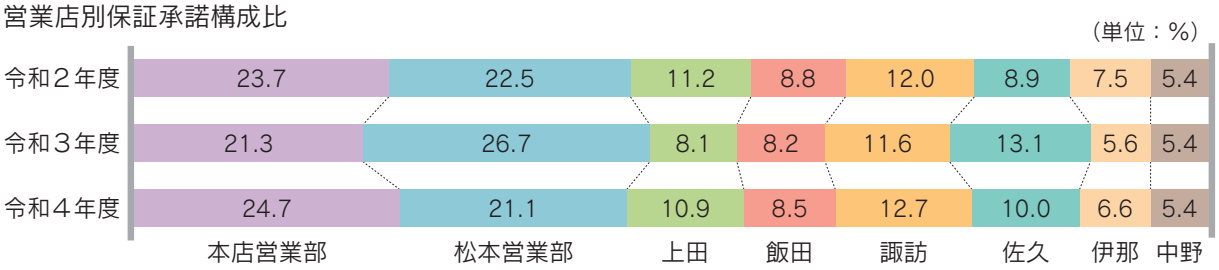

●業種別保証承諾

（単位：件、百万円、%）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製　造　業	9,149	154,708	25.0	2,753	30,706	21.3	3,011	37,499	24.1
建　設　業	9,870	126,330	20.4	4,293	34,309	23.8	4,537	26,862	17.2
卸・小売業	15,528	180,536	29.2	5,294	40,559	28.2	5,158	39,847	25.6
サービス業	9,416	106,609	17.2	3,458	23,007	16.0	3,525	25,419	16.3
その他の産業	3,290	50,982	8.2	1,445	15,375	10.7	1,493	26,117	16.8
合　　計	47,253	619,165	100.0	17,243	143,956	100.0	17,724	155,744	100.0

（注）「飲食店」は「卸・小売業」に含まれます。

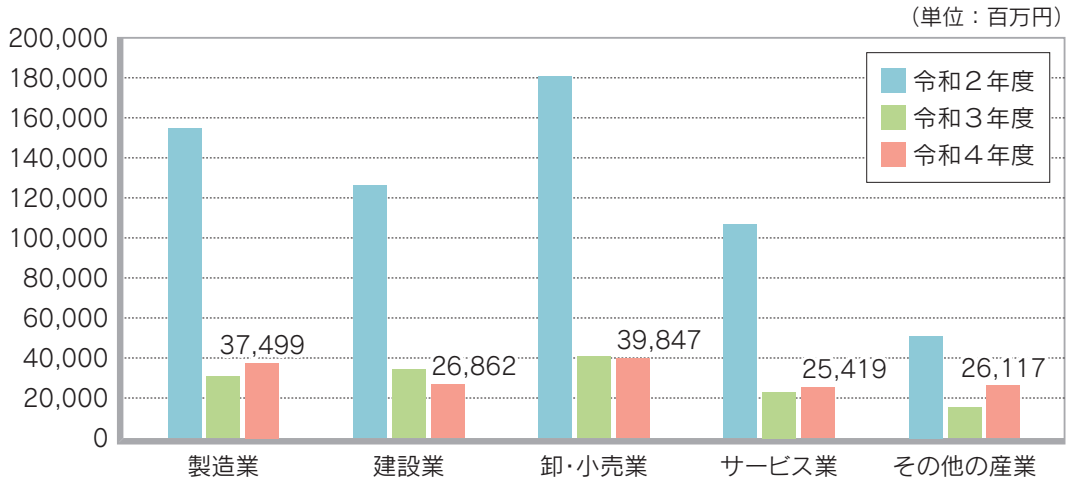

●金融機関群別保証承諾

（単位：百万円、％）

区　分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
都　市　銀　行	3,397	0.5	1,071	0.7	913	0.6
地　方　銀　行	262,064	42.3	61,201	42.5	57,925	37.2
第二地方銀行	74,895	12.1	18,832	13.1	20,240	13.0
信　用　金　庫	195,953	31.6	44,272	30.8	56,221	36.1
信　用　組　合	80,444	13.0	18,089	12.6	19,844	12.7
政府系･農協他	2,412	0.4	491	0.3	601	0.4
合　　計	619,165	100.0	143,956	100.0	155,744	100.0

（単位：百万円）

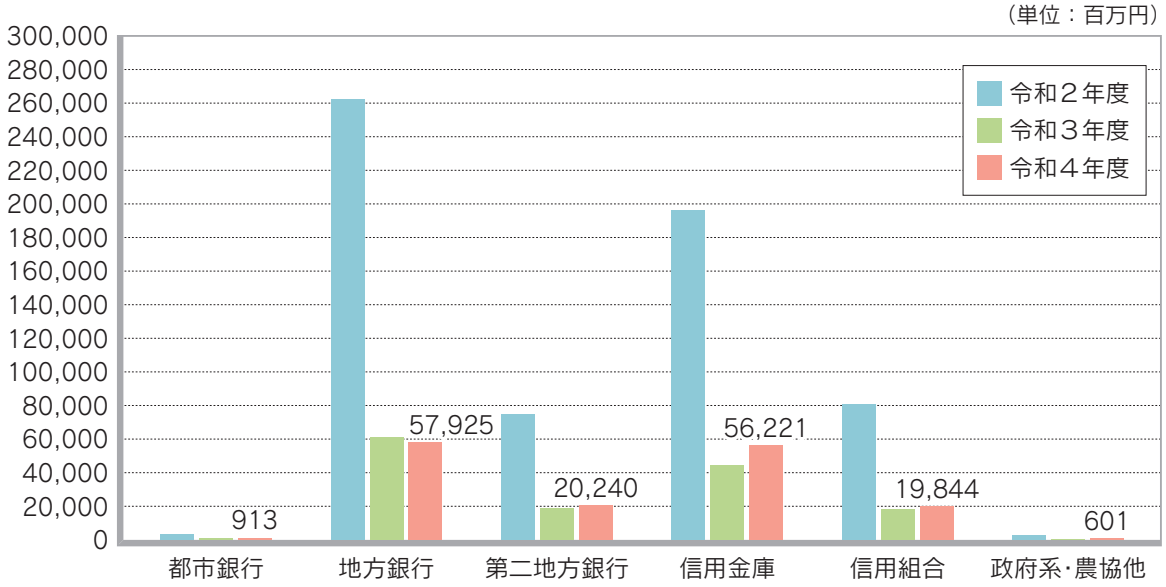

●責任共有対象・対象外別保証承諾構成比

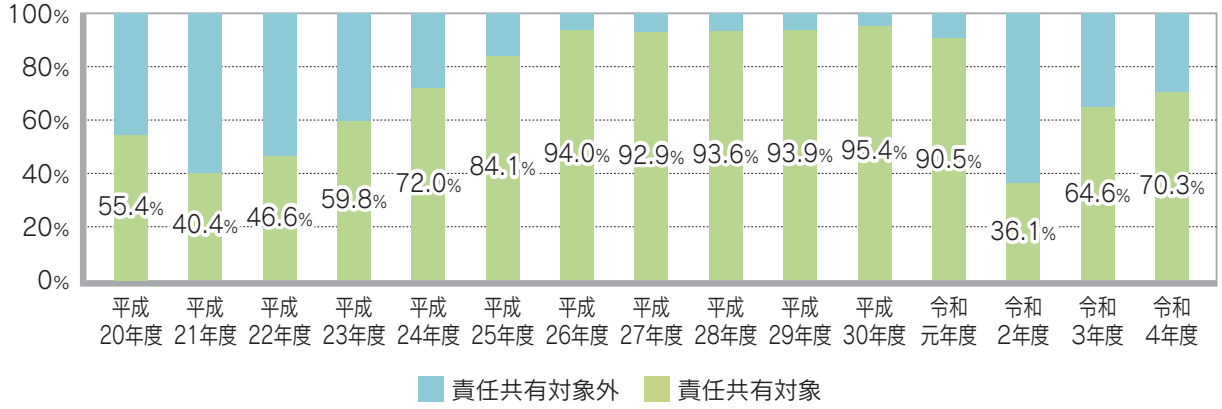

※責任共有対象には特定社債保証、流動資産担保融資保証などの部分保証を含みます。

保証債務残高の状況

●営業店別保証債務残高

（単位：百万円）

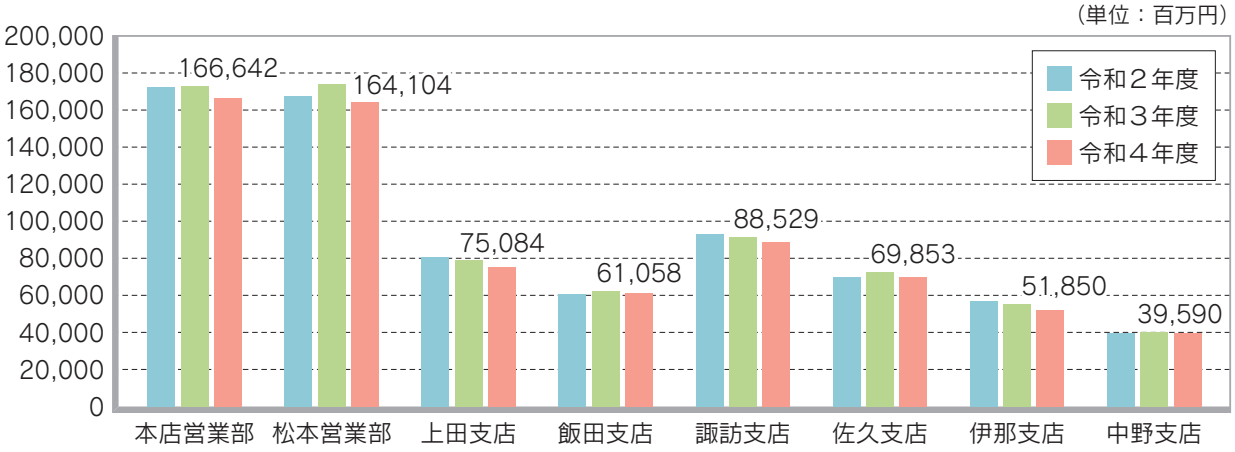

営業店別保証債務残高構成比

（単位：％）

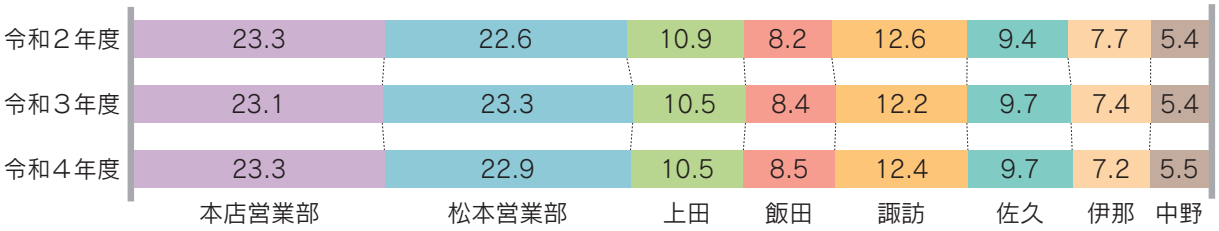

●業種別保証債務残高

（単位：件、百万円、％）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製　造　業	14,979	192,401	26.0	14,984	189,373	25.3	15,110	180,877	25.2
建　設　業	15,707	136,526	18.4	16,244	139,334	18.6	16,715	131,914	18.4
卸・小売業	23,438	204,796	27.7	24,162	207,639	27.8	24,610	196,858	27.5
サービス業	15,444	128,407	17.3	16,246	133,187	17.8	16,830	130,615	18.2
その他の産業	7,150	78,295	10.6	7,305	78,538	10.5	7,462	76,447	10.7
合　　計	76,718	740,425	100.0	78,941	748,071	100.0	80,727	716,711	100.0

（注）「飲食店」は「卸・小売業」に含まれます。

（単位：百万円）

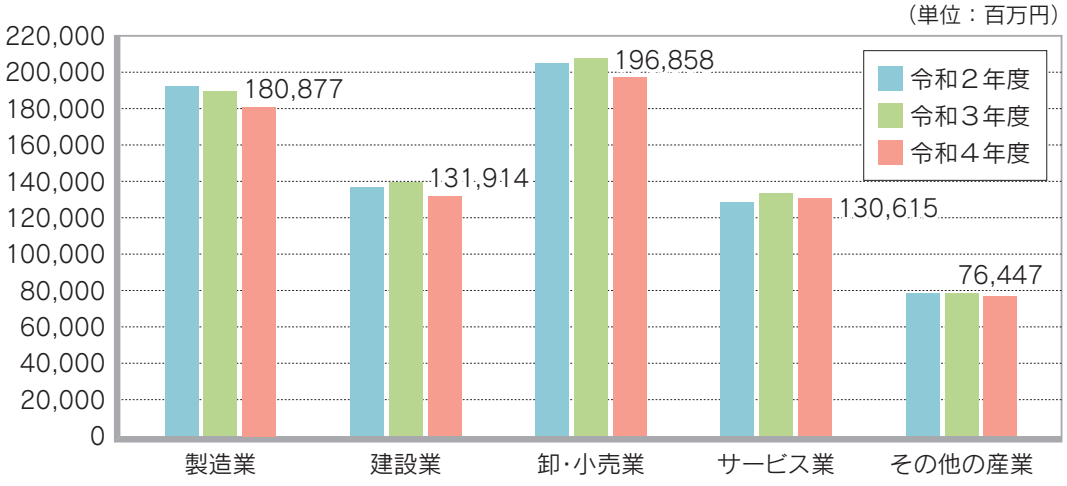

●金融機関群別保証債務残高

（単位：百万円、％）

区　分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
都　市　銀　行	6,145	0.8	5,659	0.8	5,132	0.7
地　方　銀　行	323,346	43.7	324,183	43.3	304,191	42.4
第二地方銀行	91,468	12.4	92,874	12.4	89,354	12.5
信　用　金　庫	226,169	30.5	229,192	30.6	224,411	31.3
信　用　組　合	88,154	11.9	91,107	12.2	88,998	12.4
政府系･農協他	5,143	0.7	5,056	0.7	4,625	0.6
合　　計	740,425	100.0	748,071	100.0	716,711	100.0

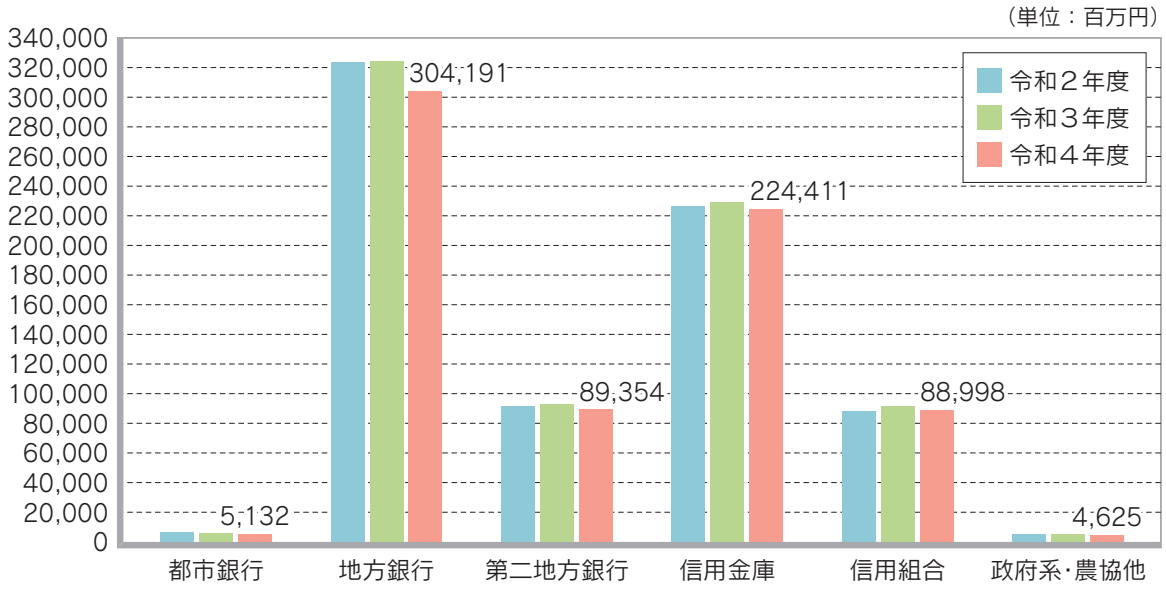

●責任共有対象・対象外別保証債務残高構成比

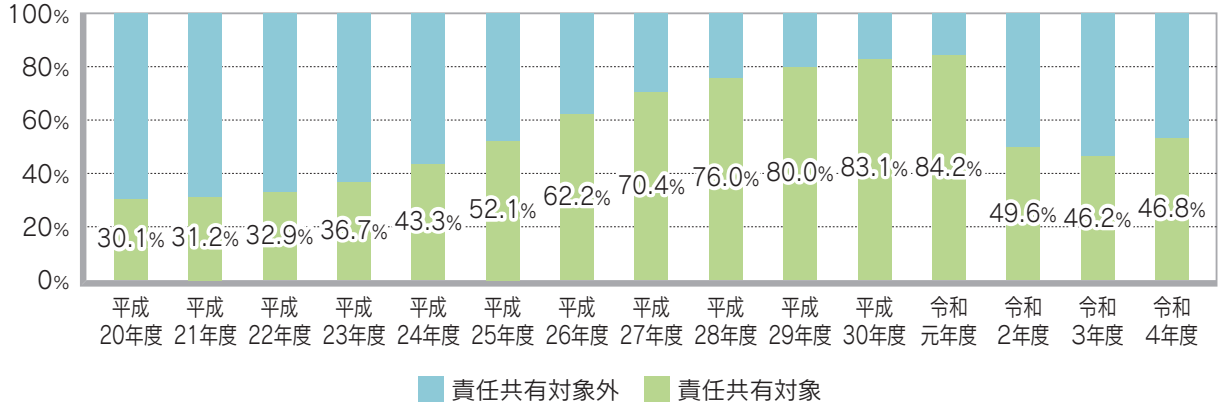

※責任共有対象には特定社債保証、流動資産担保融資保証などの部分保証を含みます。

●地域別保証債務残高

（単位：百万円）

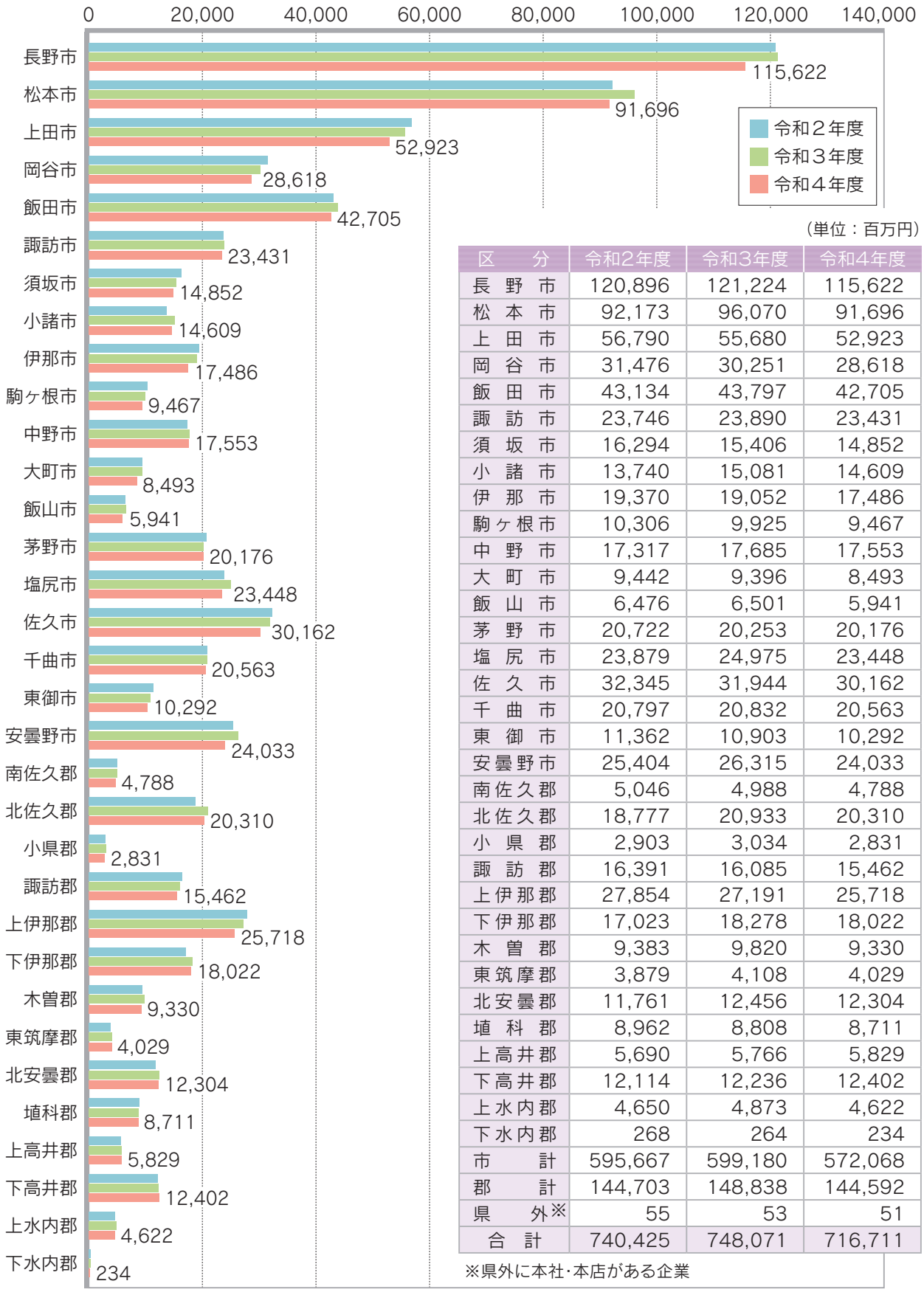

（単位：百万円）

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
長野市	120,896	121,224	115,622
松本市	92,173	96,070	91,696
上田市	56,790	55,680	52,923
岡谷市	31,476	30,251	28,618
飯田市	43,134	43,797	42,705
諏訪市	23,746	23,890	23,431
須坂市	16,294	15,406	14,852
小諸市	13,740	15,081	14,609
伊那市	19,370	19,052	17,486
駒ヶ根市	10,306	9,925	9,467
中野市	17,317	17,685	17,553
大町市	9,442	9,396	8,493
飯山市	6,476	6,501	5,941
茅野市	20,722	20,253	20,176
塩尻市	23,879	24,975	23,448
佐久市	32,345	31,944	30,162
千曲市	20,797	20,832	20,563
東御市	11,362	10,903	10,292
安曇野市	25,404	26,315	24,033
南佐久郡	5,046	4,988	4,788
北佐久郡	18,777	20,933	20,310
小県郡	2,903	3,034	2,831
諏訪郡	16,391	16,085	15,462
上伊那郡	27,854	27,191	25,718
下伊那郡	17,023	18,278	18,022
木曽郡	9,383	9,820	9,330
東筑摩郡	3,879	4,108	4,029
北安曇郡	11,761	12,456	12,304
埴科郡	8,962	8,808	8,711
上高井郡	5,690	5,766	5,829
下高井郡	12,114	12,236	12,402
上水内郡	4,650	4,873	4,622
下水内郡	268	264	234
市　計	595,667	599,180	572,068
郡　計	144,703	148,838	144,592
県　外※	55	53	51
合　計	740,425	748,071	716,711

※県外に本社･本店がある企業

●保証制度別保証債務残高（主な保証制度）

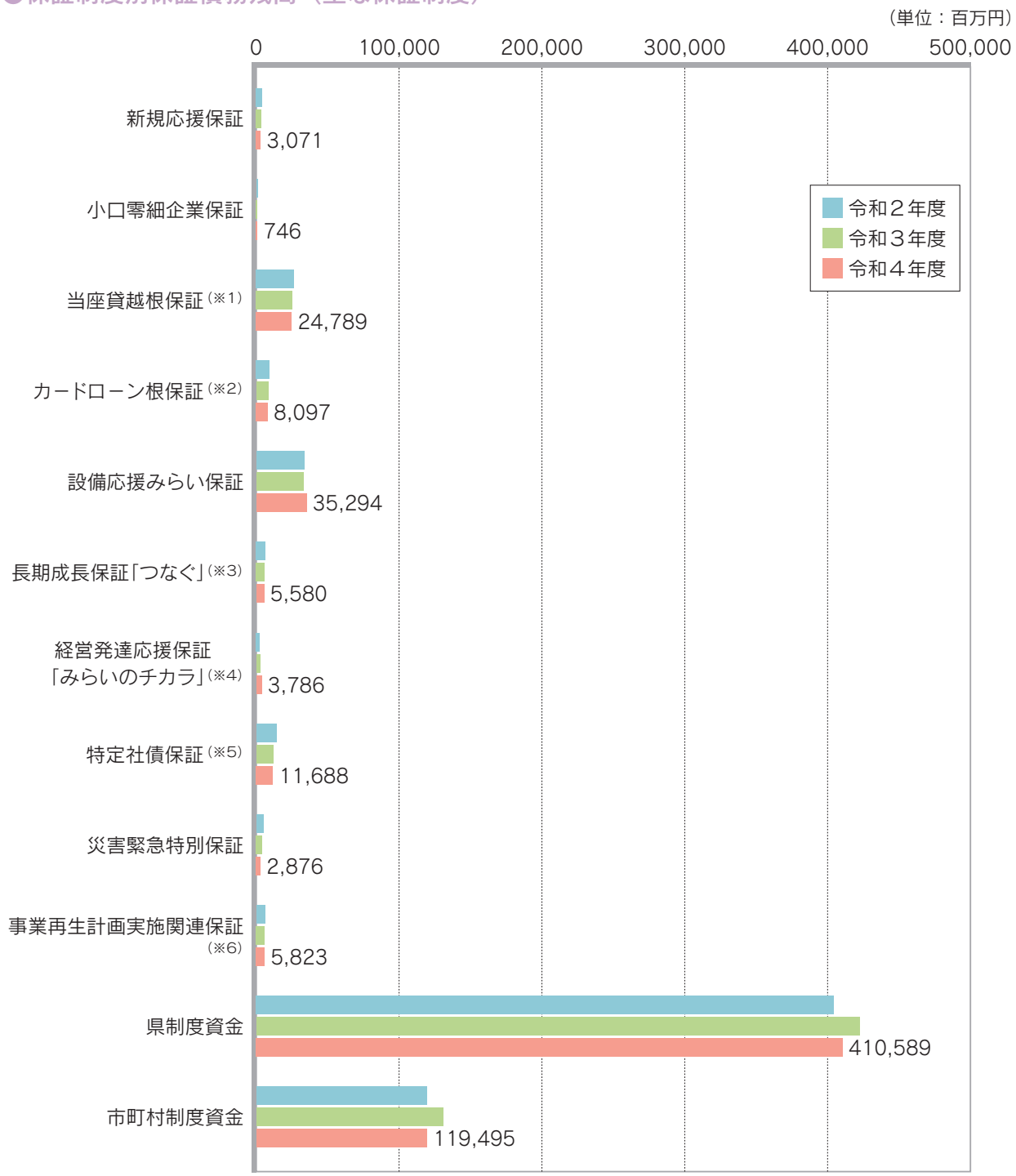

※1小口当座貸越根保証「ウサポくん」を含む
※2小口カードローン当座貸越根保証「ミミポくん」を含む
※3平成31年4月　創設
※4令和元年10月　信州みらいチャレンジ保証をリニューアル
※5「地方創生」応援社債保証を含む
※6感染症対応型を含む

代位弁済と求償権回収の推移

（単位：億円）

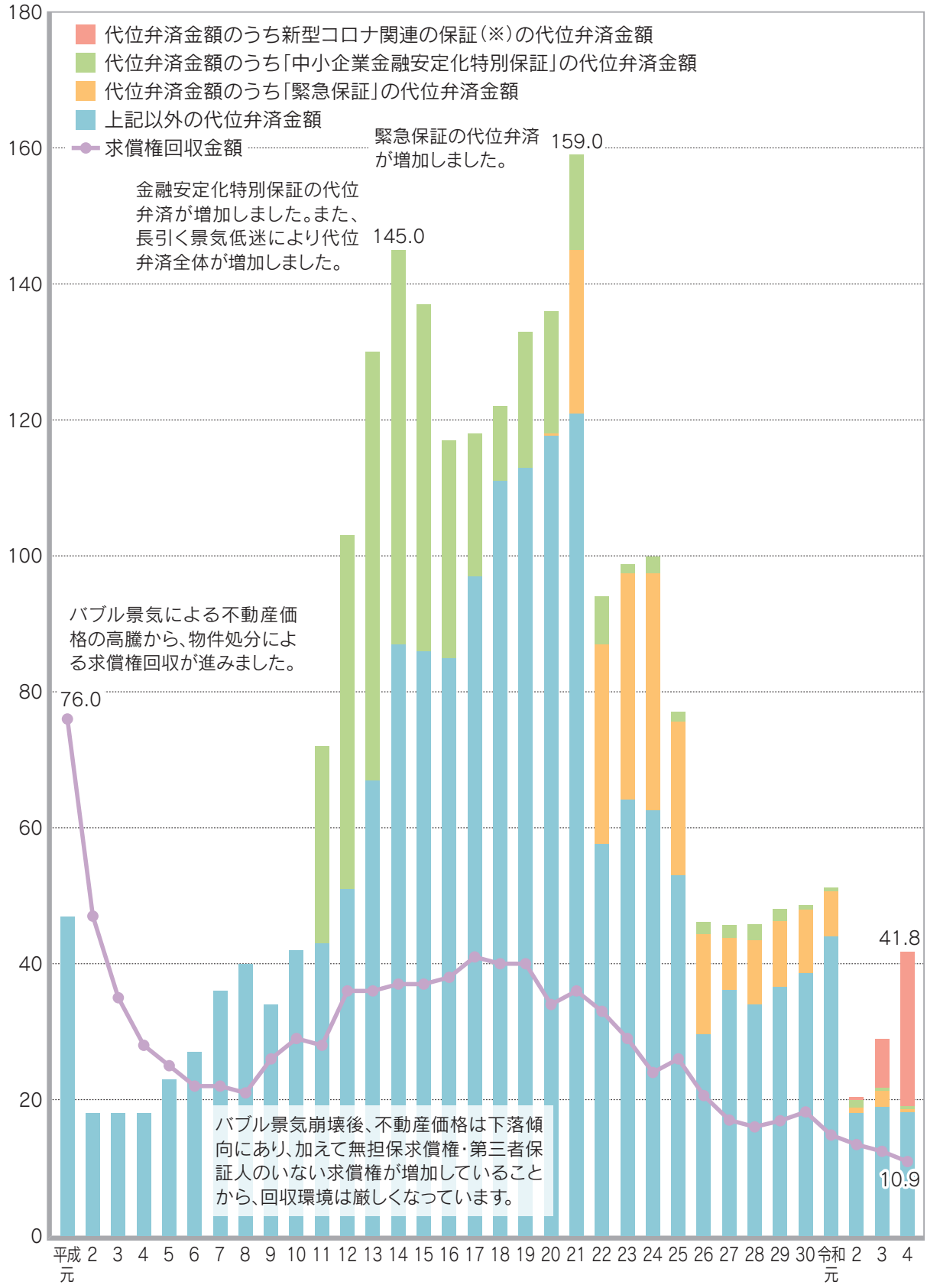

（※）新型コロナに関連した災害緊急特別保証およびセーフティネット保証4号・5号（売上高減少）、危機関連保証、伴走支援型特別保証

代位弁済の状況

●推移

（単位：件、百万円、％）

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
件数	金額	代位弁済率※	件数	金額	代位弁済率※	件数	金額	代位弁済率※
364	2,048	0.33	343	2,888	0.38	462	4,185	0.57

※代位弁済率＝代位弁済金額÷保証債務平均残高

●業種別代位弁済

（単位：件、百万円、％）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	71	421	20.6	86	833	28.8	91	1,003	24.0
建設業	57	408	19.9	51	265	9.2	111	936	22.4
卸・小売業	162	904	44.1	127	1,260	43.6	194	1,729	41.3
サービス業	60	257	12.5	67	456	15.8	61	488	11.7
その他の産業	14	58	2.8	12	74	2.6	5	29	0.7
合計	364	2,048	100.0	343	2,888	100.0	462	4,185	100.0

（注）「飲食店」は「卸・小売業」に含まれます。

（単位：百万円）

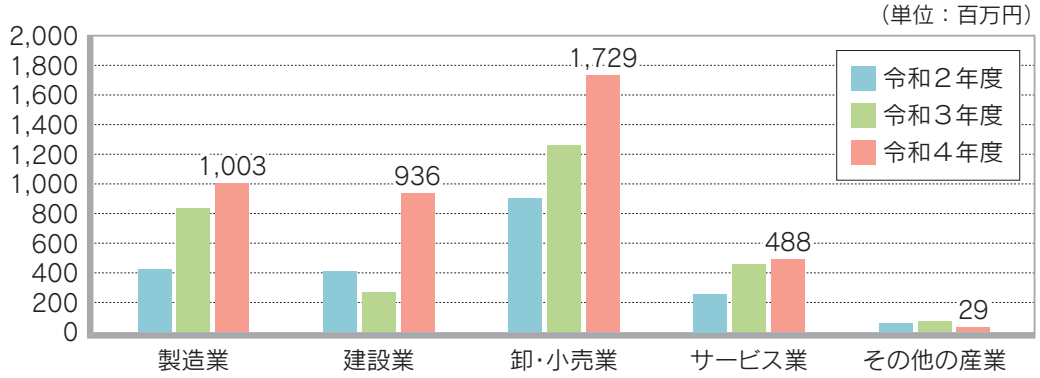

●金融機関群別代位弁済

（単位：百万円、％）

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	金額	構成比	代位弁済率	金額	構成比	代位弁済率	金額	構成比	代位弁済率
都市銀行	33	1.6	0.60	52	1.8	0.89	19	0.5	0.35
地方銀行	781	38.1	0.28	1,008	34.9	0.31	1,241	29.7	0.40
第二地方銀行	204	10.0	0.26	492	17.0	0.53	788	18.8	0.87
信用金庫	795	38.8	0.41	836	28.9	0.36	1,416	33.8	0.63
信用組合	235	11.5	0.33	490	17.0	0.54	715	17.1	0.80
政府系・農協他	0	0.0	0.00	10	0.3	0.37	6	0.1	0.28
合計	2,048	100	0.33	2,888	100	0.38	4,185	100	0.57

（単位：百万円）

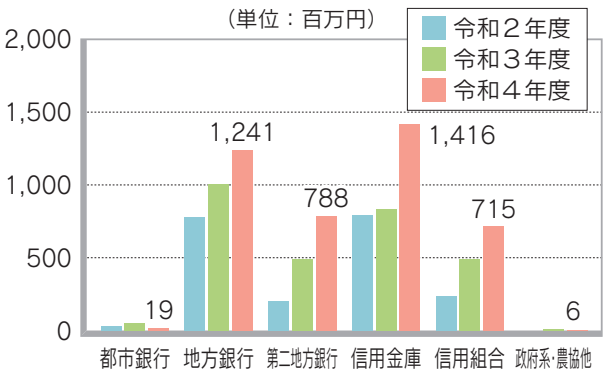

（単位：％）

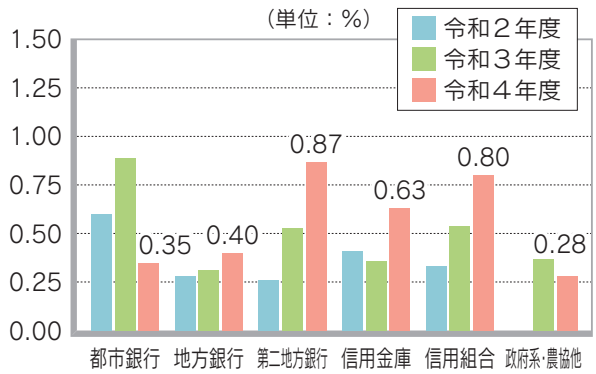

Ⅶ　信用保証制度のご案内

信用補完制度について

信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、基本的に中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者です。

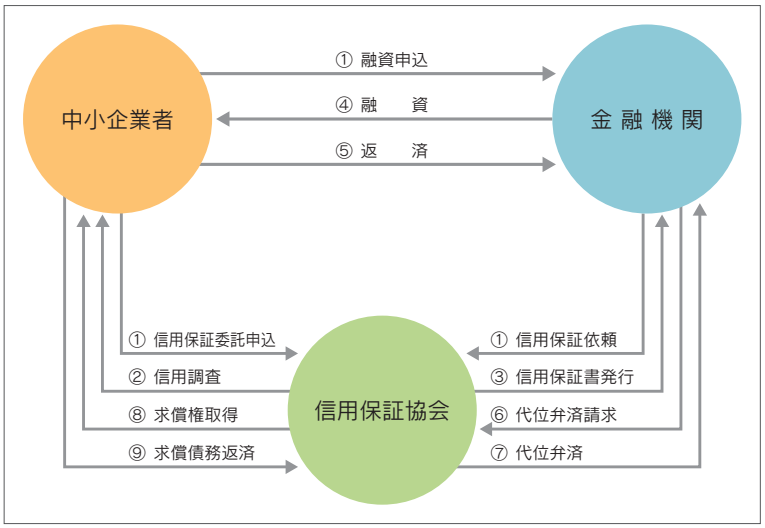

① 中小企業者等は、金融機関を経由して信用保証協会に保証申し込み（保証委託契約の申し込み）をします。県・市町村の融資制度資金（一部の資金を除く）は地域振興局、市町村の商工担当課や商工会議所・商工会が受付の窓口となります。

② 信用保証協会は、申し込みのあった中小企業者等について信用調査をします。

③ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。

④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。このとき、中小企業者等には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へお支払いいただきます。

⑤ 中小企業者等は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済します。

⑥ 中小企業者等が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。

⑦ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。

⑧ 信用保証協会は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となります。

⑨ 信用保証協会は、中小企業者等の実情に応じ求償権の回収を行います。

（⑥～⑨　は事故の場合）

信用保険制度のしくみ

信用保険制度の当事者は、㈱日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）と信用保証協会の二者です。

① 日本公庫と信用保証協会は包括保証保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

② 信用保証協会は日本公庫に信用保険料を支払います。

③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。

④ 日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70％から90％を保険金として信用保証協会に支払います。

⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

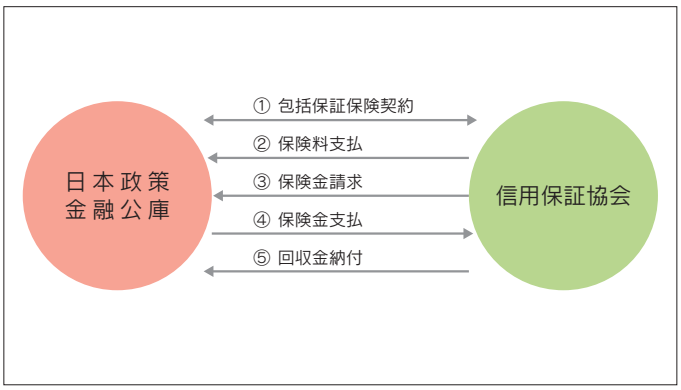

信用保証のご利用にあたって

1　保証をご利用いただける方

●企業規模

資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。

業　種	資　本　金	常時使用する従業員数
製造業等（運送業、建設業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医　業	－	法人300人以下 個人100人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数に含まれません。
※組合の場合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。
※個人の方は、常時使用する従業員数が該当すれば対象となります。
※特定非営利活動法人（NPO法人）は常時使用する従業員数が該当すれば対象となりますが、一部ご利用いただけない保証商品があります。
※医療法人及び医業を主たる事業とする法人（社会福祉法人等）の場合、出資の総額に制限はなく、常時使用する従業員数が300人以下のものが対象となります。また、個人の場合は、常時使用する従業員数が100人以下のものが対象となります。なお、ここでいう医業とは病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人保健施設等を指します。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は医業には含まれません。
※学校法人、宗教法人、農事組合法人、有限責任事業組合（LLP）はご利用いただける方には該当しません。

●業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業・サービス業のほとんどの業種でご利用いただけます。

ただし、農林・漁業(一部の業種を除く)、金融・保険業、サービス業のうち性風俗関連営業等、宗教・政治経済・文化団体、その他信用保証協会において不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

●所在地・業歴

長野県内に住居または事務所、店舗、工場等があり、事業を営んでいる方を対象としています。営業年数は問いません。(創業関連保証、スタートアップ創出促進保証については、創業前から対象となる場合もあります。)

法人の場合は、本社、本店、主たる事務所が県外であっても県内に支店、事務所等があり、かつ、県内において事業活動が確認できる方は、ご利用いただけます。

ただし、県・市町村の融資制度資金を利用する場合は、それぞれの制度の定めによります。

●許認可等

許認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

2　信用保証の内容

●保証限度額

一中小企業者に対する保証金額の限度は次のとおりです。

個人・会社・医療法人等	2億8,000万円
組　　合	4億8,000万円

＊上記の限度額に含まれず別枠でご利用いただける保証もあります。
（経営安定関連保証、特定社債保証、流動資産担保融資保証など）

●資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

●保証期間

資金使途等に応じた適切な期間とします。ただし、協会制度、県・市町村の融資制度資金及び別枠保証についてはそれぞれの制度の定めによります。

●担保

必要に応じて、不動産等の担保を提供していただきます。

●連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人の代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
なお、以下の3つのいずれかに該当すれば、経営者保証を不要とする保証の取扱いができる可能性があります。

通　称	要　件
金融機関連携型	・取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ・「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 ・法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。など
財務要件型	・直近決算期において一定の財務要件を満たしている。 （「財務要件型無保証人制度」でのご利用となります」）
担保充足型	・法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

責任共有制度

●責任共有制度の概要

信用保証協会の保証付融資については、原則として信用保証協会と金融機関が適切に責任を共有することにより、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援等の適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入しています。

金融機関は「部分保証方式」（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）または「負担金方式」（金融機関の過去の保証利用実績（代位弁済率等）に基づき一定の負担金を支払う方式）のいずれかの方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。

責任共有制度における金融機関の負担部分のイメージ図

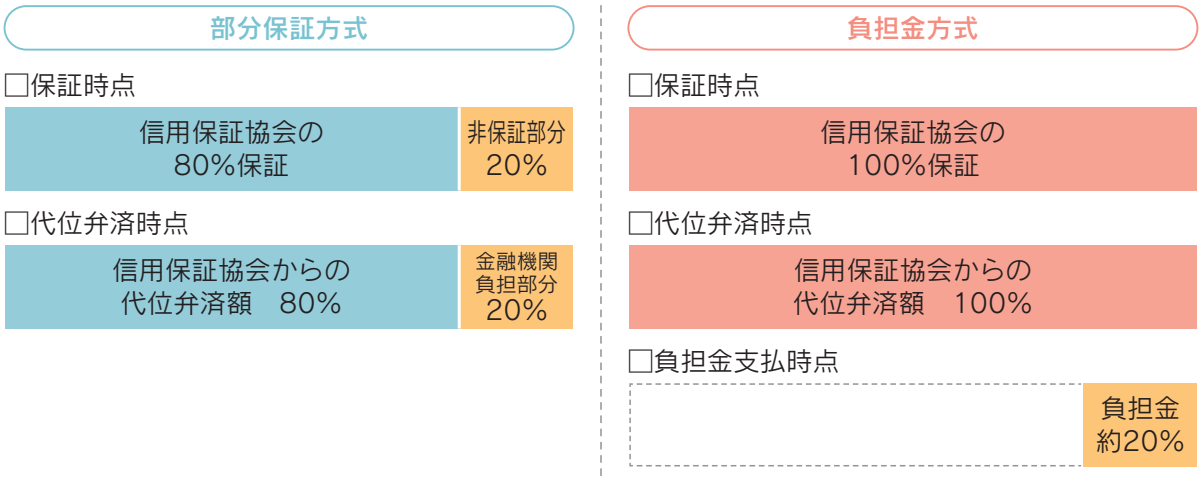

金融機関は、80%部分について信用保証協会から代位弁済を受けることになりますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

金融機関は、信用保証協会から100%代位弁済を受けることになりますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払います。

責任共有制度の対象とならない保証制度

一部の保証制度は責任共有制度の対象外(100%保証)となります。

なお、責任共有制度導入以前の既保証分は責任共有制度の対象となりません。

主な責任共有制度の対象外の保証

- 小口零細企業保証
- 特別小口保険に係る保証
- 経営安定関連保証(セーフティネット保証) 1号～4号、6号に係る保証
- 危機関連保証
- 災害関係保証
- 創業関連保証
- スタートアップ創出促進保証
- 事業再生保証
- 求償権消滅保証
- 中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）
  （責任共有対象外の保証を残高と同額以内で借換する場合）
- 伴走支援型特別保証（責任共有対象外の保証を残高と同額以内で借換する場合）

信用保証料

●信用保証料

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

この信用保証料は信用保証協会の業務運営を行うため直接中小企業者に負担していただく唯一の収入で、日本政策金融公庫への信用保険料、信用保証協会の業務費、代位弁済等に充てられるものです。

信用保証料は、金融機関から融資を受けたとき、金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。原則として一括払いとなっていますが、条件によっては分割払いも可能です。

また、保証期限前に繰上償還によって借入金を完済した場合は、お支払いいただいた信用保証料を所定の範囲でお返ししています。

●保証料率

信用保証料の計算基礎となる保証料率は、中小企業者の経営状況に応じて9段階の料率体系となっています。

保証料率の決定にあたってはCRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価モデルを利用します。また、ご利用いただく保証制度によって適用される保証料率が変わります。

なお、一部の保証制度（※1）は通常より低い保証料率でご利用いただけます。

（単位：年率%）

区　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
（特殊保証）※2	（1.62）	（1.49）	（1.32）	（1.15）	（0.98）	（0.85）	（0.68）	（0.51）	（0.39）
責任共有外保証料率※3	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※1　新規応援保証、災害緊急特別保証、設備応援みらい保証、経営発達応援保証「みらいのチカラ」、特定社債保証、「地方創生」応援社債保証、長期成長保証「つなぐ」、サスティナビリティ推進保証「ともにみらいへ」など。

※2　特殊保証の料率が適用される保証は割引根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、当座貸越根保証、小口カードローン当座貸越根保証「ミミポくん」、小口当座貸越根保証「ウサポくん」となります。

※3　責任共有外保証料率が適用される保証は小口零細企業保証等となります。

次の保証制度は定率の保証料率となっています。

（単位：年率%）

主な定率の保証制度	責任共有外保証料率	責任共有保証料率
創業関連保証※	0.80以内	—
特別小口保険に係る保証	0.55	0.44
災害関係保証	0.80以内	—
経営安定関連保証（セーフティネット保証）	0.80以内	0.64以内
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）	0.80以内	0.64以内
事業再生保証	2.20	—
危機関連保証	0.80以内	—

※スタートアップ創出促進保証は創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せ。

●保証料率の割引

保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定されます。（一部保証制度を除く。）

①有担保割引【0.1%の割引】

不動産等の担保を提供していただく場合。

②中小企業会計割引【0.1%の割引】

会計参与を設置している方。なお、会計参与の設置が登記されていることを示す書類が必要になります。

●保証料率決定のプロセス

保証料率決定までの流れは下図のとおりです。

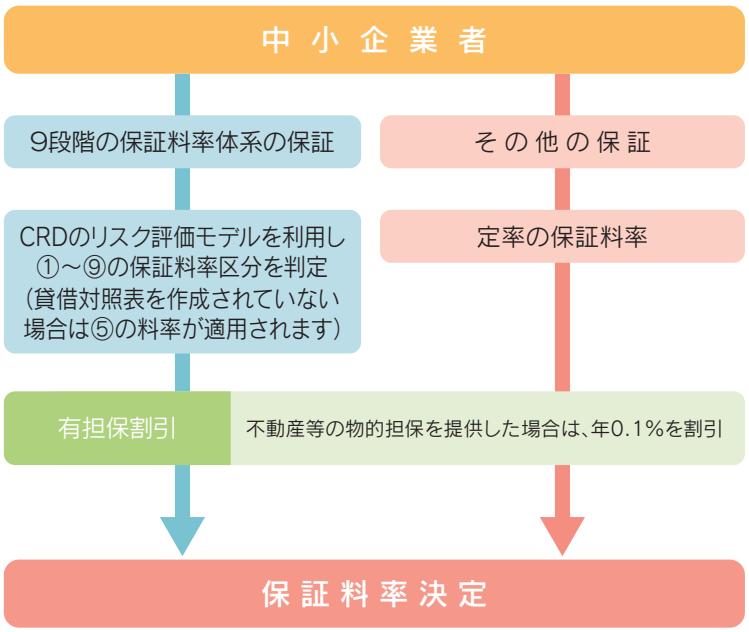

※中小企業会計割引：会計参与を設置している会社は、さらに年0.1%割り引きます。
（保証制度により割引の対象とならない場合があります。）

CRD

CRD＝中小企業信用リスク情報データベース

CRDは平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。

一般社団法人CRD協会は信用保証協会51協会、金融機関95機関、政府系金融機関4機関、その他16機関の合計166機関（令和5年4月1日現在）が会員となっています。

●信用保証料の計算

信用保証料は、金融機関からの借入金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。

□期日一括返済の場合

$$信用保証料＝借入金額\times\frac{保証期間（日数）}{365}\times保証料率$$

計算例）借入金額500万円、保証期間１年、保証料率1.15%

$$500万円\times\frac{365}{365}\times1.15\%=57,500円$$

□分割返済の場合

信用保証料＝①＋②

①据置期間部分の保証料＝借入金額×$\frac{\text{据置期間（日数）}}{365}$×保証料率

②分割返済部分の保証料＝借入金額×$\frac{\text{保証期間－据置期間（日数）}}{365}$×保証料率×分割係数

計算例）借入金額1,000万円、保証期間36か月、うち6か月据置、均等返済、保証料率1.15%

①1,000万円×$\frac{180}{365}$×1.15%=56,712円

②1,000万円×$\frac{1,095-180}{365}$×1.15%×0.55=158,558円　　①＋②=215,270円

●分割係数

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

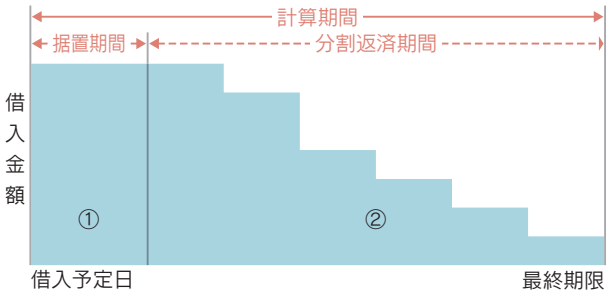

●信用保証料の分割支払い

信用保証料は、原則として一括でお支払いいただきますが、次の場合は分割してお支払いいただくことができます。

① 保証期間が2年を超える当初保証料（特定社債保証、「地方創生」応援社債保証、予約保証及び保証料補給のある県・市町村の融資制度資金の信用保証料を除きます。）

② 事業者カードローン当座貸越根保証、当座貸越根保証、小口カードローン当座貸越根保証「ミミポくん」、小口当座貸越根保証「ウサポくん」に係る保証期間2年の当初保証料または貸越期間2年延長に係る変更保証料

③ 変更後保証期間が2年を超える変更保証料

詳しい内容については、個別にお問い合わせください。

●信用保証料の返戻

繰上償還によって借入金を完済した場合は、お支払いいただいた信用保証料をお返ししています。お返しする金額は貸付日から1年ごとに区分した、次の①と②の合算です。ただし、1,000円を超えるものに限ります。

①完済した日の属する年度については、完済した日までの保証料を除いた残額に90パーセントを乗じた額

②翌年度以降については、未経過期間に相当する額の全額

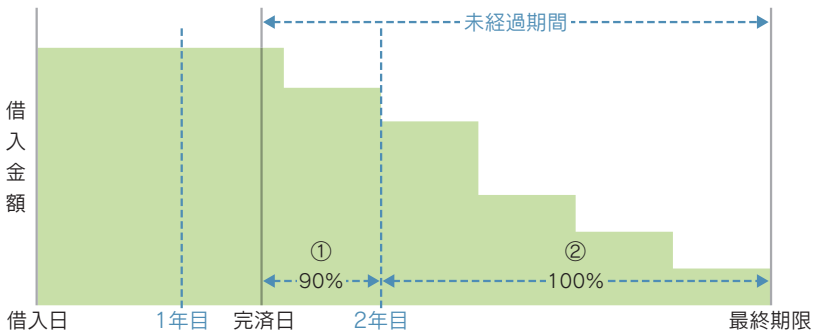

保証制度のご案内

●協会制度保証一覧

（令和５年４月１日現在）

保証制度名	資金使途	保証限度額（1企業者あたり）	保証期間	担　保	保証人	保証対象者、保証条件その他
手形貸付根保証	事業に要する運転資金（組合の場合転貸資金を除く。）	申込1件につき100万円以上で、2億8,000万円以内（組合は4億8,000万円以内）	2年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
割引根保証	事業に要する運転資金（組合の場合転貸資金を除く。）	申込1件につき100万円以上で、2億8,000万円以内（組合は4億8,000万円以内）	2年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
当座貸越（貸付専用型）根保証	事業に要する運転・設備資金	1企業100万円以上で、2億8,000万円以内。ただし、無担保の場合は5,000万円以内	1年又は2年	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
小口当座貸越根保証「ウサポくん」	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき100万円以上で、3,000万円以内	1年又は2年	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業者カードローン当座貸越根保証	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき100万円以上で、2,000万円以内	1年又は2年	原則として不要。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
長期経営資金保証	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき2,000万円以上で100万円単位とし、2億円以内（組合は4億円以内）	運転資金3年以上15年以内、設備資金3年以上20年以内	原則として要する。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
商工連あっせん融資保証	事業に要する運転・設備資金	融資あっせん要綱で定める。	運転資金7年以内、設備資金10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	融資あっせん要綱で定める。
中小企業特定社債保証	事業に要する運転・設備資金	4億5,000万円以内	7年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱及び事務手続要領で定める。
「地方創生」応援社債保証	事業に要する運転・設備資金	4億5,000万円以内	7年以内	必要となる場合がある。	不要	取扱要領で定める。
流動資産担保融資保証	事業に要する運転・設備資金	2億円以内	1年以内	売掛債権又は棚卸資産	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
下請振興関連保証	制度要綱で定める。	2億円以内	1年以内	売掛債権	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
事業再生保証	制度要綱で定める。	2億円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
借換保証	事業に要する運転・設備資金	制度要綱で定める。				
小企業経営支援保証	事業に要する運転・設備資金	2,000万円以内	10年以内（商工連あっせん融資保証を利用する場合は運転資金7年以内、設備資金10年以内）	不要	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
特定信用状関連保証	制度要綱で定める。	2億円以内	1年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
小口零細企業保証	事業に要する運転・設備資金	貸付限度額は2,000万円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
一括支払契約保証	制度要綱で定める。	10億円以内	1年以内	必要となる場合がある。	個人保証人は不要。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。

保証制度名	資金使途	保証限度額 (1企業者あたり)	保証期間	担　保	保証人	保証対象者、 保証条件その他
予約保証	事業に要する運転･設備資金	2,000万円以内	5年以内 (小口零細企業保証を利用する場合は10年以内)	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
新規応援保証	事業に要する運転･設備資金	5,000万円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業再生計画実施関連保証	事業再生の計画の実施に必要な運転･設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	15年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
災害緊急特別保証	災害等の発生により必要な事業資金	8,000万円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
設備応援みらい保証	事業に要する設備資金及び設備導入に附帯する運転資金	2億8,000万円以内	20年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
小口カードローン当座貸越根保証「ミミポくん」	事業に要する運転･設備資金	申込1件につき50万円以上で、500万円以内	1年又は2年	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
東日本大震災復興緊急保証	事業に要する運転･設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
危機関連保証	事業に要する運転･設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
財務要件型無保証人保証	事業に要する運転･設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	運転資金7年以内、設備資金10年以内、運転設備は10年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。
事業承継サポート保証	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金	2億8,000万円以内	15年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
自主廃業支援保証	廃業計画の実施に必要となる事業資金	3,000万円以内	1年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
長期成長保証「つなぐ」	事業に要する運転資金	1億円以内	7年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
経営発達応援保証「みらいのチカラ」	事業に要する運転･設備資金	1億円以内	運転資金10年以内、設備資金15年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。
事業承継特別保証	制度要綱で定める。	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要となる場合がある。	不要	制度要綱で定める。
伴走支援型特別保証	事業に要する運転･設備資金	1億円以内	10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	事業再生の計画の実施に必要な運転･設備資金	2億8,000万円以内 (組合は4億8,000万円以内)	15年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	制度要綱で定める。
スタートアップ創出促進保証	創業により行う事業の実施に必要な運転･設備資金	3,500万円以内	10年以内	不要	不要	制度要綱で定める。
サスティナビリティ推進保証「ともにみらいへ」	事業に要する運転･設備資金	3,000万円以内	運転資金7年以内、設備資金10年以内	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。	取扱要領で定める。

●長野県中小企業融資制度資金ご利用の流れ

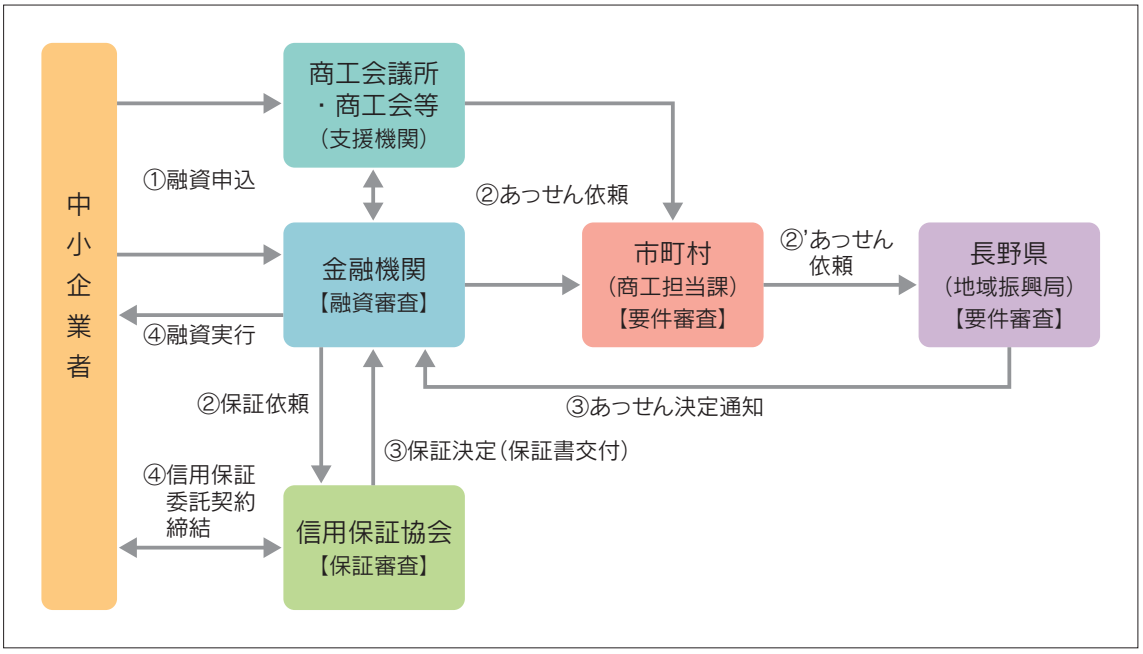

※制度メニュー等の詳細については長野県のホームページでご確認ください。
長野県のHP→https://www.pref.nagano.lg.jp/sangyo/shokogyo/kinyu/index.html

●保証料補助制度について

中小企業振興資金などの一部の資金を除き、県の中小企業融資制度資金をご利用される場合、県と市町村が信用保証料の一部を補助します。なお、一部の制度資金については、県と市町村で全額補助するため、中小企業者のご負担分はありません。

（一部補助の負担割合）

県補助割合	市町村補助割合（＊）	中小企業者ご負担分割合
$\frac{2}{5}$	$\frac{2}{5}$	$\frac{1}{5}$

＊申込市町村により補助割合が異なりますので、市町村の商工担当課または当協会の営業店窓口までお問い合わせください。

●市町村の融資制度資金

多くの市町村では、独自の融資制度資金を設けています。保証限度額、保証期間、貸付利率、保証人等の条件はそれぞれ異なりますので、市町村の商工担当課または当協会の営業店窓口までお問い合わせください。

長野県信用保証協会

令和５年度版

長野県信用保証協会のあらまし

2023 DISCLOSURE

発　行　令和５年６月
長野県信用保証協会 総務部 企画情報課
住　所　長野県長野市南長野県町597-5
ＴＥＬ　026-217-7114　ＦＡＸ　026-233-5030
E-mail　kikaku-joho@nagano-cgc.or.jp
ＵＲＬ　https://www.nagano-cgc.or.jp

VEGETABLE OIL INK